

# ドイツにおける会計政策論

—特に、V. H. Peemöller, K. Küting/C.-P. Weber,  
D. Schneeloch の諸説を中心に—

森 美智代

- I. はじめに
- II. V. H. Peemöller の会計政策論
  - 1. 会計政策の目的とその体系
  - 2. 会計政策のジレンマと会計政策の目的の対立
  - 3. 会計政策の手段
- III. K. Küting/C.-P. Weber の会計政策論
  - 1. 会計政策の目的とその体系
  - 2. 会計政策の目的の対立
  - 3. 会計政策の手段
  - 4. その他の会計政策
- IV. D. Schneeloch の会計政策論
  - 1. 年度決算書政策の目的
  - 2. 年度決算書政策における上位目的の体系
  - 3. 年度決算書政策における下位目的とその相互的調和化
  - 4. 年度決算書政策上根拠づけられた事象形成
- V. 会計政策に限界があるかどうか？
  - 1. 会計政策の限界
  - 2. 繼続性の原則における会計政策の限界
  - 3. 繼続性の原則による会計政策の余地
- VI. 結びに代えて

## I. はじめに

貸借対照表における積極項目（借方、あるいは資産）を研究するにあたり、計算限定項目ならびに貸借対照表補助的計上項目を理論的および制度的に考察することは、ドイツにおける貸借対照表論（会計理論）の歴史的変遷を探求す

ることにもなる重要な会計問題であることが明らかになる。というのは、その繰延項目の会計処理の問題は、過去、現在において、次のような四つの主要な会計問題を提起していると考えられるからである。

まず第一に、静態論から動態論への会計理論の変遷の接点となった会計処理として、第二に、アングロ・イギリス系の会計処理をドイツにおける会計制度へ導入するにあたり、EC（EU）会計指令の国内法との調整の争点の一つとして、第三に、財務諸表の国際的調和化にあたり、アングロ・アメリカの財務諸表哲学にとって典型的な会計処理として（拙稿、1994を参照）、第四に、期間的損益計算を基礎とする会計処理の操作（会計政策＝Bilanzpolitik）<sup>1)</sup>の余地をもたらす会計項目として、計算限定項目ならびに貸借対照表補助的計上項目のような繰り延べの会計処理項目は重要な会計処理問題であるといえる。

つまり、繰延項目の会計処理は、第一の問題では、静的貸借対照表ならびに動的貸借対照表の貸借対照表論（会計理論）が議論され、その後計算限定項目が1931年株式法へ導入されるという結果をもたらした（拙稿、1990を参照）。また第二の問題では、EC加盟国間で各国がそれぞれ異なった会計処理を、一方では維持しながら、他方では、EC加盟国間の会計処理を統一しようとする試みに、「選択権」<sup>2)</sup>が重要な役割を果したといえよう。しかし、この「選択権」が与えられることによって「貸借対照表補助的計上」の会計処理は、商法へ導入されたにもかかわらず、明確な概念規定が行われないという問題をもたらした（拙稿、1993を参照）。第三の問題では、証券資本市場の国際的発展ならびに企業の国際化によって、各国における国際会計基準（IAS）の導入の検討が行われ、英米系および大陸系の会計処理の調整としてドイツとアメリカの財務諸表哲学の研究が問題となる（拙稿、1994を参照）。第四の問題では、財務諸表の国際的調和化にあたり、各国の異なる会計基準によって生じる会計政策の一つとして新たに注目されている。この第四の問題に関連して、新たな段階を迎えているドイツ企業にも、証券資本市場における資金調達という国際的な動向が及んでいる背景がみられる。この証券資本市場の発展にともなう国際的な財務諸表基準の調和化の動向において、各国では証券監督者国際機構（IOSCO）が支持する財務会計基準審議会（FASB）の会計基準を基礎

としたIASの検討の必要が生じている。

そして、IASにこれまで消極的であったドイツもその基準の検討を始めた国の一である。さらにこの問題に拍車をかけた出来事に、ダイムラー・ベンツ社 (Daimler-Benz AG.)<sup>3)</sup> のニューヨーク証券取引所への株式上場がある。これは、国際的に問題になり、ドイツ国内でもドイツ最大企業の一つであるダイムラー・ベンツ社のアメリカの証券資本市場への進出は、従来からEU諸国を始めとして国際的に批判されていたドイツ特有の会計政策がクローズアップされたといえよう。

そこで、本稿では、計算限定項目および貸借対照表補助的計上項目の研究の一端として、会計政策論の側面から、前述の第四の問題を検討するために、各学者の会計政策についての諸説を整理することが必要であると考える。

まずV. H. Peemöller, K. Küting/C.-P. Weber, D. Scneelochの会計政策の目的、およびその体系を探求し、さらに「会計政策に限界があるかどうか」という問題を踏まえて、前稿で問題提起したダイムラー・ベンツ社の会計政策の一つとして注目されている「継続性の原則」に焦点を絞って、会計政策の限界について検討することにしたい。そのことによって、ドイツとアメリカの財務諸表哲学の相違の一つとして挙げられているアメリカにおける「公正な表示の原則」とドイツにおける保守主義（「秘密積立金」の設定）、つまり「開示」と「秘密」に内在する会計政策の本質に近づくことができるのでないかと考える。そして、その検討は、ドイツの会計処理が従来から保守主義を重視する債権者保護を基礎とする堅実的な会計処理としてみなされている反面、アメリカを始めとするアングロ・サクソン系の会計処理が期間損益計算、継続性を重視する会計処理であるという財務諸表の哲学について探求することにもなるのではないかと考える。

## 注

1) „Bilanzpolitik“は、本来「貸借対照表政策」という訳語が与えられる。しかし、政策が貸借対照表に限定できないという見解から、本稿では「会計政策」という訳語を与えた。なお、II-1注1)とIV-1注1)を参考にしてほしい。

2) EC指令の加盟国の国内法への転換において、EC第4号指令の規定における「選択

「権」の役割は、前稿でも述べたとおりである。この「選択権」が、裁量の余地とともに、会計政策においてもまた意味をもっている。特に「選択権」として選択権に意味がある場合に括弧を付けている。本稿で取り上げた学者が括弧を付けて強調しているわけではない。

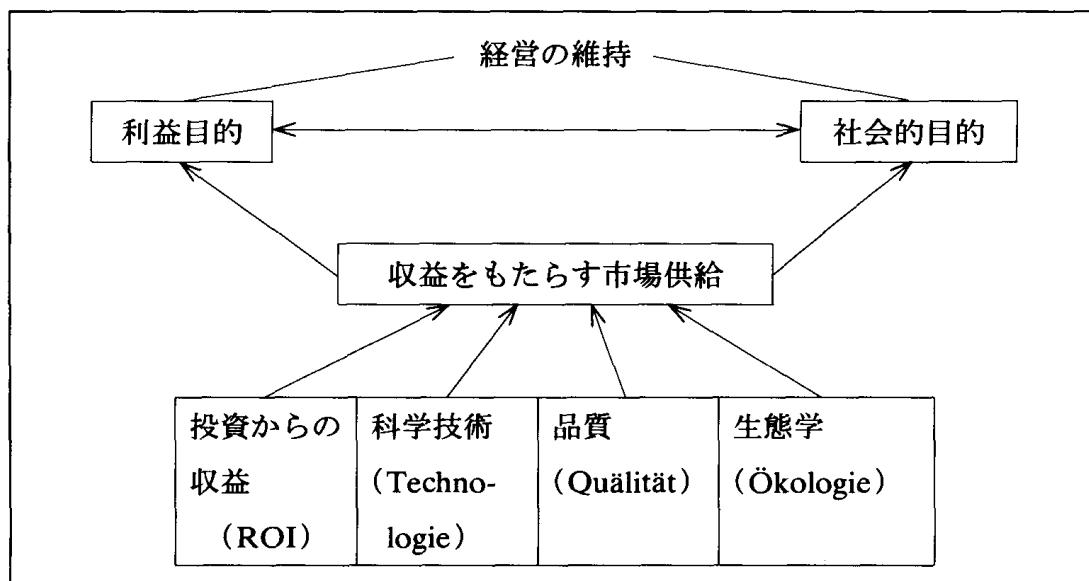
3) 会計政策を取り上げたドイツの論文には、D. Schneeloch を初めとしてダイムラー・ベンツ社の会計政策を具体例として取り上げている場合が多いことがわかる。

## II. V. H. Peemöller の会計政策論

### 1. 会計政策の目的とその体系

V. H. Peemöller の会計政策は、企業の目的を背景にして認識されている。まず、「政策」という概念は、各事象についての目的、原則、手段および方法についての観念と結びつけて考えられ、その場合に目的は重要となっている。彼の見解によれば、どのような状況および経営にも通用する目的の体系は存在しない。しかし、一般に表II-1に示されるような目的の体系が可能である [Peemöller, 1993, S.167] と述べている。

表II-1 企業の目的の体系



(出所) Peemöller, 1993, S. 167.

V. H. Peemöller は、企業では、企業（総）戦略、営業領域の戦略、機能戦略（プログラム計画）に区別される戦略が行われ、企業政策という表現より最近では戦略という表現の方が使われると述べている。しかし、会計政策にはその概念もまだ残っており、企業戦略の一部の政策として理解されている。また会計政策は、資金調達、顧客および得意先へのサービス、模範的な環境指向<sup>1)</sup> 等の企業の目的に応えるために、それらを会計政策の手段に組み込むことを意味している。その意味においては、会計政策の目的が企業戦略を支えている [Peemöller, 1993, S. 167] とされ、経営管理の重要な課題は、企業の全ての各政策の調整にあると考えられる。確かに経営管理では準備金および課税政策への会計政策の影響が認識されなければならない。しかし、この会計政策の目的は、企業戦略から導出される目的とは区別され、その際に利益決定および情報政策が問題となる [Peemöller, 1993, S. 168] といわれている。ここで、V. H. Peemöller の会計政策の目的を検討する必要があろう。彼の会計政策の目的は、表II-2に示されるように、利益決定政策、情報政策が問題になる。

表II-2 会計政策の体系化

基 準	特 徴 / 形 態	
目 的	利益決定政策	情報政策
対 象	個別会計政策 貸借対照表、損益計算書、附属明細書、状況報告書	連結会計政策 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結附属明細書、連結状況報告書
手 段		財 務 諸 表
	計上および評価政策 = 実質的会計政策	分類、表示および説明政策 = 形式的会計政策
事 象 形 成		
	決算日政策   利益発生および利益処分政策   公開政策	
認 識 可 能 性	公的会計政策	隠蔽的会計政策

（出所）Peemöller, 1993, S. 170.

まず情報政策には、①企業の知名度を高める②財務新聞における広範な公開③特定の資格および能力を必要とする従業員を募集する④株主グループを拡大すること等が含まれる。会計政策上の目的は、特殊な手段によって追求され、この手段は、年度決算書の作成時に適用するか、あるいは営業年度間に適用するかによって、会計処理に及ぼす影響は異なる。そのことから、次のように区別される。つまり、

- (1) 年度決算書の作成時に認識される手段として、年度決算書の結果の金額の影響（実質的会計政策）と分類および説明における影響（形式的会計政策）に分類される。
- (2) 営業年度間で適用される手段は、事象形成として遂行される会計政策の効力を対象にしている。具体的には、決算日の決定、法に従った形式および立場を選択する。その方法として、

例えば、決算日以前に完成品の引き渡しをしないで、決算日には、製品の製造原価での評価を行うことが挙げられている。他に、会計政策によって達成することのできる直接的目的 [Pfleger, 1988, S.21 in; Peemöller, 1993, S.170] には、

- ① できるだけ少額の結果記載（節税）
- ② 利益配当への影響（少額の結果記載を含め）
- ③ 企業の意思決定に対する貸借対照表利用者の行動様式へ影響を及ぼすこと等がある。

他方、利益記載の政策は、成果規制、成果記載に分けることができる。成果規制には、期間利益の最大限化ないしは期間利益に課せられる課税の支払を最小限化にとどめる等の二つの場合がある。これらは、利益の平準化の記載によって達成できる。このような会計政策には、目的の対立および会計政策のジレンマがみられ、これにどのように対処するかが問題になる。

## 注

1) V. H. Peemöller が会計政策の目的に環境保護を主張している点は注目すべきである

う。環境監査の高まりは、日米欧等主要21ヵ国が、環境保全に対する企業の取り組みを国際規格として定める国際標準化機構（ISO）の「監査管理システム」原案に合意している点に見ることができる（『日本経済新聞』1994年10月7日）。

## 2. 会計政策のジレンマと会計政策の目的の対立

V. H. Peemöllerは、次に、会計政策のジレンマとして、三つのジレンマを挙げている。つまり

### （1）会計政策のジレンマ

#### 1) 会計政策の第一のジレンマ

経営管理は、貸借対照表利用者が企業に対して否定的な判断をするような場合には、企業の財務諸表に好ましい概観を与えようとするであろう。そのため、企業の財務諸表の好ましい概観によって、次のような影響が及ぶ。

- ① 債権者は信用契約を結び、契約を現状維持したりあるいはもっと拡張しようとするであろう。
- ② 株主は会社株を取得したり、あるいは売却しないようにするであろう。
- ③ 従業員は、職場ないしは企業年金が安全であるという印象をもつ。
- ④ 顧客は、将来も供給を受けることができ、顧客保護のための全ての契約上の義務が果たされると信用する。

しかし、V. H. Peemöllerは、企業が財務諸表によって非常に好ましい概観を提供することは、他方では、次のようなことを引き起こすことになるということも経営管理では考慮されなければならないとしている。つまり、

- ① 利益配当金額への要求が上昇する。
- ② 従業員への社会的給付についての契約を拡張したいという望みを生みださせる。
- ③ 債権者に高利子および追加的手数料を主張させる。

④ 会社が顧客から十分稼いでいるという印象を顧客にもたらし、そのために他の会社（仕入先）へ目を向けさせる。

⑤ 税務局による記載利益に対して適正な課税が行われる。

このような会計政策の第一のジレンマは、企業が財務諸表に好ましい概観を与えることによって生じる [Weber, 1989, S.229以下., in; Peemöller, 1993, S.171-172]。

このような会計政策のジレンマを考慮する他に、経営管理者は、通常それぞれの利用者の異なる目的に妥協しなければならない。企業管理者自身は、固有の立場の目的を追求し、この目的のもとでは企業経営が良好である時期には準備金を設定し、経営状況が悪化する時期には準備金を取り崩している。これは、会計政策による利益平準化にもなる。従って、信用契約が解消されるような危険がある時には、貸借対照表の概観は好ましいものになり、あるいは少なくとも調整されたものになるであろう。従って、投資家は、財務上に直接的に関与して判断ができるためには、企業のマイナス的傾向にどのように経営管理が反応しているかを明らかにしなければならない [Peemöller, 1993, S.173]。

## 2) 会計政策の第二のジレンマ

できるだけ少ない結果を記載しようとする会計政策は、発生する利益を長期的期間にわたって報告するという結果となる。これが、第二のジレンマである。貸借対照表利用者の目的を立てる場合に、株主の目的には利益配分の短期的目的と企業の安全および維持という長期的目的が考慮されるべきである。つまり会計政策上の第二のジレンマは、秘密積立金の設定が行われるならば、長期的には償却ができなくなり、費用計上が難しくなる。従って、将来には利益は高く記載されることになる。それに反して、積極側へ財産対象物を高額で計上する場合には、本期は費用は少なく、高い利益が記載される。しかし、長期的には高い償却が行われ、低い利益の結果となる [Peemöller, 1993, S. 173]。

## 3) 会計政策の第三のジレンマ

企業管理が、情報の状況に基づき準備金の取り崩しによって結果の調

整を行おうとするのに対して、部門および支店は、棚卸資産の減耗、固定資産の特別減価償却を行うことによって準備金を設定しようとする。これが、第三のジレンマである。もし、会社の適切な指導と統制による評価について統一的な規則がないならば、部門および支店の指導者の手段が会計に現れることになる。

以上のような会計政策のジレンマの他に、会計政策の目的にも対立があり、その解決方法として、次のようなことが挙げられる。

- ① 企業の存在の確保を目的にする。
- ② 妥協による目的対立の解決方法がとられる。つまり、利用者側での目的達成が重視され、株主にとって適正な解決が導出される。
- ③ 貸借対照表利用者が異なると目的も異なることから、貸借対照表利用者ごとに異なる手段が考慮され認識される。つまり、税務局には税務貸借対照表、また出資者の利益配当には商事貸借対照表、さらに労働者には、社会的貸借対照表を考慮して手段を認識する [Peemöller, 1993, S.173-174] 必要が生じる。

以上のような一般的な会計政策上の目的の他に、特別の会計目的が考慮されることがある。例えば、企業の買収および合併の場合には「婚約者は飾られるべきである」(… ist die Braut zu schmücken) [Peemöller, 1993, S.173-174] というように、利害関係者との交渉を強化するために、企業は結果の改善に努める。他方、取締役、監査役会および労働者も結果あるいは利益に依存する報酬の上昇を達成するために、彼らは結果改善に努める他、持分にも関心をもっている。しかし、経営管理の変更によって、年度決算書の結果の隠蔽は、過去の経営管理に負わされ、その隠蔽から生じる良い利益の傾向は、新しい経営管理に有利に記帳される。従って、このような会計政策のジレンマおよび目的の対立が会計政策の目的を考慮する上で前提となっている。次に、会計政策の手段となる V. H. Peemöller の会計政策について、具体的に検討することにする。

### 3. 会計政策の手段

#### (1) 計上政策

V. H. Peemöller の会計政策は、表II-2に示されるように、まず実質的会計政策と形式的会計政策、さらに事象形成の政策に区別される。実質的会計政策には、計上政策と評価政策があり、これらの会計政策では「選択権」が問題となる（表II-3参照）。

つまり、積極側計上に「選択権」を用いることにより、高い財産が記載され、損益計算書での費用が軽減される。この処理方法は、最初の年度には、財産および収益状態をより良く記載することになる。しかし、それ以降の年度では積極側計上の価値の減価が行われることによって、初年度とは逆の結果が生じる。実際、計上政策では積極側計上の場合に、「選択権」によって貸借対照表へ計上できない費用を「貸借対照表補助的計上」として計上することができる。その例として、挙げられるのが、営業開始および拡張費（商法第269条）買入暖簾（商法第255条第4項）債務償還差額（商法第250条第3項）繰延税（商法第274条第2項）等である（表II-3参照）。

他方、消極側計上の場合に、「選択権」が用いられるならば、他人資本の状況は財産および財務状態が悪化する。成果計算は金額として現れる年度に良くなる。その例として、この消極側計上選択権が与えられた項目には、以下のような貸借対照表項目がある。まず「特別準備金」として、所得税法第6条bに従った特別固定資産の売却利益および所得税法第35節に従った填補調整準備金等があり、この準備金は非課税である。しかし、取り崩し額には課税される。また価額上昇準備金は、所得税法草案第74条に従って、1年以内に上場あるいは市場価額が10%以上上昇した棚卸資産について、税法上の利益減少に備え準備金が設定されうる。「未履行の維持補修引当金」（商法第249条第1項3文）および「費用性引当金」（商法第249条第2項）は、計上の前提として費用の発生が確実で、あるいは予想できるということが確定されなければならない。しか

表II-3 貸借対照表計上選択権の簿記上の処理

貸借対照表項目	簿記上の処理		
	非計上 (選択権履行の年度)	計上	
		設定	取り崩し
営業開始および拡張費	そのつど費用に類する損益計算書の費用	非計上、追加的に -GKV：記帳 他の積極側計上の自己給付 -UKV：記帳 そのつど貸借対照表項目へ費用として	償却以上 商法第275条第2項7号a
買入暖簾	その他の営業費用 商法第275条第2項8号	損益平準化の記入 積極財交換	償却 商法第275条第2項7号a
債務償還差額	総額での利子およびそれに類する費用 商法第275条第2項13号	損益平準化の記入 債務支払の場合に、積極側計算限定項目	按分的償却 商法第275条第2項13号
積極側繰延税	記載しない	損益計算書での相対勘定 所得および収益の課税（商法275条第2項18号）+附属明細書における説明	損益計算書での相対勘定 商法第275条第2項18号
特別準備金 (部分的にのみ選択権)	記載しない	他の経常費用 特別記載 損益計算書あるいは附属明細書（商法第281条第2項2文）	他の経常収益 特別記載 損益計算書あるいは附属明細書（商法第281条第2項2文）
未履行の維持補修についての引当金 (4-12ヵ月)	記載しない	損益計算書： 記載 - 可能な限り - それ相当の費用の種類で - そうでない場合には、他の経常費用	損益計算書： 他の経常収益 ※（相殺禁止）
費用性引当金	記載しない	損益計算書：記載 - 可能な限り - それ相当の費用の種類で - そうでない場合には、他の経常費用	損益計算書： 他の経常収益 ※（相殺禁止）

(出所) Peemöller, 1993, S. 181. ※少數意見：費用の調整記帳

し、維持補修引当金は、修繕の時期が正確には決定できないという問題があり、なお費用性引当金は税務貸借対照表では認められていない。また「代理店の調整請求」は、商法第89条bに従って契約終了後に調整の支払請求ができる。だが商法上の消極側計上選択権が存在するかどうかは問題である。

他に、貸借対照表の作成に際して、作成者の裁量の余地に委ねられる会計政策の手段として、積極側では製造費用／維持費用の区分、無形固定資産の有償取得等がある。また消極側では、引当金の設定および取り崩しに、裁量の余地に委ねられた会計政策がみられる [Peemöller, 1993, S. 180-182]。このような計上における「選択権」、裁量の余地による会計政策の他に、評価選択権も会計政策の手段の一つとなる。次に、V.H.Peemöllerが、評価政策としている会計政策手段について検討することにする。

## (2) 評価政策

商法では、一連の評価選択権が規定されている。この評価選択権によって積極側に財産対象物が高価額で計上されると、一時的には損益計算書の低価額計上をもたらす結果となる。それに反し、この評価選択権によって積極側に財産対象物が低価額で計上されると、その分損益計算書に負担をかけることになる。その例として、次のような会計処理がある。

積極側で、製造原価の範囲を決定する際に、材料および完成品における共通原価および管理原価を算入した原価の下限の範囲の決定は会計処理者に委ねられる。またそれらの原価は、取得原価の範囲内では、直接的な組織区分を配慮して算入される。固定資産の場合に、計画的減価償却では、減価方法の継続性は尊重されるべきであるが、定率法から定額法への変更が可能である。また特別減価償却（商法第279条第1項2文）、税法上の特別減価償却（商法第281条第1項）を特別準備金に入れられるかどうかについては、「選択権」が与えられている。初年度の計画的減価償却の範囲を確定するにあたり、選択される方法は継続性に基づくが、その方法の選択には裁量の余地が与えられ、調達の時点に減価償却方法が選択される。一方、棚卸資産の評価は、商法上の個別評価を逸脱

してもよく、また流動資産には、厳格な低下主義が適用される。この点では、適正な手続きを通じて秘密積立金が設定可能である [Peemöller, 1993, S.182-184]。

他方、消極側では、特別準備金および年金引当金の場合に、評価選択権が与えられている。特別準備金の取り崩しによる収益は、低い年度利益にあてるか、あるいは税法上の損失繰越にあてることが会計政策上重要となる。年金引当金の設定の引き上げには、所得税法第6条a4に従って、配分選択権 (Verteilungswahlrechte) が与えられている。これは、商法上も容認され、過去の勤務年数に生じる費用を平準化することになる。年金引当金に与えられた評価選択権は、「商人の理性ある判断」の範囲内において、商法上さまざまな評価方法が選択できる。商法上、3%から8%の利子率を選択することができる。また評価選択権によって、例えば、固定資産の耐用年数の予想上の見積、共通原価を製造原価に算入した場合に、操業度の評価、製造原価への共通原価の算入の評価、財産対象物の取得原価の配分の評価、引当金の見積、長期引当金の見積の引き上げ等によって、評価準備金が可能となる [Peemöller, 1993, S.184-185]。次に、V. H. Peelmöller は、利益記載政策を挙げている。

### (3) 利益記載政策

利益記載政策には、次の二つの政策が存在する。つまり、成果規制と成果記載である。成果規制は、全体期間利益の総計を税法に従って最大限にしたり、あるいは全期間の所得税による課税を最小限にする目的に努められる。この目的は、通常の年度課税利益が平準化されることによって達成することができる。成果規制の会計政策としては、税法上の利益の将来への繰り延べが考えられる。利益平準化は、会計政策上の目的を考慮すると重要な役割をもっている。成果規制は、費用と収益の期間的計上時点での操作によって行われる。その例として挙げられるのは、投資費用の見越し、引当金による収益の繰り延べ等である。機械を架空に販売して、債権の記載を引き上げるような手段は粉飾決算である。また年度成果（利益）と経営上の計画の一部を調整するようなことが成果

規制と税統制によって可能である [Peemöller, 1993, S.185-186]。

他方、成果記載は、貸借対照表計上および評価選択権ならびに裁量の余地を用いることによって利益額に影響を及ぼすための会計政策である。実質資本維持は実際上の利益額によってのみ行うことができ、実際上と名目上の利益額は区別されるべきである。また利益記載の範囲内では、開示した利益結果を配当したり、あるいは秘密積立金に設定することができる [Peemöller, 1993, S.186-187]。次に、配当政策が挙げられている。

#### (4) 配当政策

配当可能利益は、次の二つの場合において影響されている。まず第一に、開始および拡張費ならびに繰延税を積極側へ計上したり、あるいは自己株式を取得した場合に、利益配当可能性は制限される。第二に、特別準備金（商法第280条）の価額引き上げによる増価、価額引き上げの自己資本持分（株式法第58条第2項a、有限会社法第29条第4項）を他の準備金へ設定すること等によって自己資本が引き上げられ、この場合には配当可能利益に影響が及ぶ。そのため配当利益政策では、①利益準備金での調整②利益配当政策③経営者の成果配分への参加等に注意が向けられている。

##### ①利益準備金での調整

株式法第150条第2項に従って、法的準備金および資本準備金が、開始資本の10分の1あるいは定款に定められた開始資本を超えた額に達するまで、前年度からの損失繰越額だけ引き下げられた年度利益の20分の1が法的準備金に設定されるべきである。また株式法第58条第1項に従って、定款には年度利益の半分が他の準備金に設定されうることが規定されている。株主総会で年度決算書が確定された場合にのみ、年度利益から法的準備金への給付額および損失繰越が控除されなければならない。通常は、株主総会の介入なしに取締役および監査役会によって年度決算書は確認され、取締役および監査役会が年度利益の半分を他の利益準備金に設定することを決定している（株式法第58

条第2項）。そのため、株主総会は、貸借対照表利益の総額およびその一部を他の利益準備金へ設定できる。利益処分決議の取り消しは、株式法第254条に従って、4%の最小限の配当の条件が与えられる場合にのみ可能である。有限会社は、法的準備金についての規定はないが、定款に従って準備金および他の準備金を設定できる（有限会社法第29条第2項）。次に、利益配当政策では、次の三つの観点が考慮される。

### ②利益配当政策

まず、期間比較によって、もし、企業が納得行く説明ができないならば、企業は前年度の配当より低くならないように努めるであろう。

また、部門的比較では、部門の平均あるいは平均を超える配当を行うことに努められる。これは、企業管理の比較可能性と良好な結果が部門間の業務の平均的達成の証拠となる。

さらに、経営者構成によって、利益配当への関心は異なり、大株主は、持株の取得のための「軍事資金」および他の経営に投資するために利益額の増加に著しく関心をもっているのに対して、少数株主は早期の利益配当に関心をもっている。

以上のことから、利益配当政策に考慮される [Peemöller, 1993, S.189]。さらに、経営者の配当への参加には、次のようなことが考慮される。

### ③取締役会、監査役会および労働者の成果配当への参加

取締役会は、株式法第86条第1項に従った年度利益の配当に預かる。この持分が株式法第86条第2項に従って年度利益の配当によって見積もられるならば、前年度の繰越損失あるいは法律および定款に従って設定されるべき利益準備金は持分から控除される。監査役会の利益処分は、株式法第113条第1項に従った貸借対照表利益に基づき算定される（株式法第254条第1項1文）。少なくとも額面価額による出資の4%が減少する。貸借対照表利益は、株式法第158条第1項1文に従って、年度利益に拠出金ないしは利益準備金への設定を考慮して算定される。従業員の成果への参加には、賃金契約上規定された賃金および給料に加え、成

果手当に比例した稼得成果が保証される。さらに従業員の余剰成果への参加は、経営内部および外部の影響要因に依存した契約上規定された追加的賃金補足方法という形で現れる。この成果は、月次成果計算の範囲内において確定された計算シェーマに従って計算される。この計算には、商法上の年度利益は前提とされない [Peemöller, 1993, S.187-190]。次に、分類および表示政策が挙げられている。

#### (5) 分類および表示政策

大規模資本会社は、貸借対照表の記載事項（表II-4を参照）を附属明細書へ移動させている [Peemöller, 1993, S. 190]。この分類および表示政策は、まず貸借対照表ではどのように行われることができるかが問題となる。まず債権および債務の決済は、同期限、同種類で相互的である場合（民法第387条）に相殺することができるが、義務ではない。そのため、相殺することによって貸借対照表での記載は省略できる。これは、貸借対照表総額に対して自己資本を改善することになる。前受金は、棚卸資産から度々控除されるか、あるいは債務として記載されなければならない（商法第268条第5項）。前者をとると、貸借対照表からの債務の省略が可能となる。未払出资金は、積極側の固定資産の前欄、あるいは消極側の開示資本から控除することができる。後者をとると、貸借対照表からの省略が可能になる。また分類および表示政策には、有価証券を流動資産に分類するか、あるいは固定資産に分類するかについて裁量の余地が与えられている。さらに流動資産は固定資産に、また固定資産は長期資本に分類すること等の貸借対照表における記載が可能となる。

他方、損益計算書における分類および表示政策には、売上原価法の場合は、費用が原価設定の配列に従って分類され、原価の売上高への対応からより良い認識を引き出すことができる方法である。しかし、共通原価の原価設定の範囲内に配分することにどのような意味があるかは不明瞭である。そのため、原価構造に関する部門比較は困難である。商法では、損益計算書あるいは附属明細書における記載の「選択権」が認められている（表II-4を参照）。総額主義からの逸脱は、次の場合にのみ

表II-4 附属明細書へ記載選択権が与えられている法規定

法規定	附属明細書への記載に選択権が与えられている貸借対照表項目
商法第265条第3項 商法第265条第7項 商法第268条第1項 商法第268条第2項 商法第268条第6項 商法第268条第7項 商法第273条 商法第274条第1項 商法第281条第1項 商法第281条第2項 商法第327条第1号 有限会社法第42条第3項 有限会社法第29条第4項 株式法第58条第2項a 株式法第152条第2項・第3項	貸借対照表の他の項目への相互帰属 分類される貸借対照表項目 貸借対照表が完全あるいは部分的利益処分に従って作成される場合に、利益／損失繰越の記載 固定資産明細表における固定資産の増減 年度減価償却の記載 積極側債務償還差額の記載 責任関係の記載 特別準備金の設定についての法的根拠の記載 繰延税についての引当金の区別された記載 特別準備金における税法上の特別償却の記載に際しての法的根拠の記載 特別準備金の設定および取り崩し 固定資産および流動資産における税法上の特別減価償却の配分 商業登記所に対する中規模資本会社の貸借対照表項目の記載 会社に対する財務上の違反の記載 財産対象物の場合の価額引き上げの記載 財産対象物の場合の価額引き上げ記載 資産および利益準備金の設定および取り崩し
法規定	附属明細書への記載に選択権が与えられている損益計算書項目
商法第277条第3項 商法第281条第2項 株式法第158条1項	計画外の商法上の減価償却の記載 特別準備金の取り崩しおよび設定からの収益および費用の記載 貸借対照表結果までの損益計算書の項目の継続

(出所) Peemöller, 1993, S.191-193より作成している。

生じる。つまり①売上高の減少および売上高からの売上税の控除②小規模および中規模資本会社の純利益について、総原価法での項目の相殺ないしは売上原価法での項目の相殺等が認められている。

さらに附属明細書（商法第284条～商法第288条）では、商法第284条および商法第285条に挙げられた個別記載の他に記載選択権が用いられ、

貸借対照表および損益計算書の記載もまた附属明細書に記載することができる。前年度の数字は貸借対照表に求められる以上、附属明細書にも記載されなければならない。一般条項に反しない限り、なお広範囲の記載が行われる限り、情報手段として附属明細書は適切である。

もう一つの会計政策として考えられる裁量の余地が、「表示」、「分類」、「根拠」および「説明」の附属明細書について法規定に挙げられた形式にも生じる。状況報告書は、企業の貸借対照表の判断に影響を及ぼすことができる。企業状態および発展についての主観的評価は避けることはできない。貸借対照表および損益計算書の数字によるマイナス的認識が、状況報告書ではプラス的表示によって相対化されうる。

以上のように、分類および表示の政策として、貸借対照表および損益計算書、附属明細書にも会計政策の余地が認められる [Peemöller, 1993, S.193-194] といえよう。次に、V. H. Peemöller は、公開政策を挙げている。

#### (6) 公開政策

公開の回避あるいは公開の制限は、小規模あるいは中規模資本会社では可能である。会計指令の国内法への導入にあたり、公開を緩和するため貸借対照表総額、売上高および労働者数による公開の影響は重要であるかどうかについて論議された。そして、公開政策のための貸借対照表総額および売上高に影響を及ぼす手段として、次のようなことが挙げられる。

- ① 民法第387条に従った相殺の可能性の適用
- ② 棚卸資産の前受金の控除
- ③ 未払資金の消極側記載
- ④ 財産対象物のリース
- ⑤ 原料、補助および経営材料について適時の組織化
- ⑥ 経営部門の分類
- ⑦ 積極側および消極側における無形および低価額の項目に関する貸借対照表計上および評価選択権の適用 [Peemöller, 1993, S.194] 等が

ある。

他に、従業員数の削減手段として、アルバイト、パートアルバイト、求職バンク等が考えられる。

法的に要請されている範囲を超える公開に拡張するためには、社会的貸借対照表、製造計算、資金計算および経済貸借対照表のような補足的手段を必要とする。つまり社会的貸借対照表は、労働者、国家および物理的環境の領域に関連する社会関連の企業の活動の認識および表示に役立っている。また製造計算は、一期間に企業に発生する製造金額が確定され、前給付を控除し、労働収益、総収益および資本収益からなる配分計算によって総製造価値から発生計算によって決定される。さらに資金計算は、一定期間についての支払手段の発生および運用を示している。経済的貸借対照表は、企業の活動の経済的に適切な観点についての情報がシステム的および継続的に認識され表示される。これは、収支貸借対照表、生産貸借対照表および実質的貸借対照表から構成される[Peemöller, 1993, S.194]。次に、決算日政策が挙げられている。

## （7）決算日政策

決算日政策には、三つの実質的期限が基準になっている。

### ① 貸借対照表決算日

最初の貸借対照表作成時には貸借対照表決算日を自由に決定することができる。この決算日は、季節に関係する商売には重要である。つまり、流動性（回転率）が低い時には高い在庫が生じ、流動性が高い時には低い在庫が生じるからである。しかし、貸借対照表決算日の後の変更は、商法および税法上困難である。

### ② 貸借対照表提出期限

商法第264条に従って、年度決算書および状況報告書は、営業年度開始から3カ月に過去の営業年度について作成されなければならない。小規模資本会社は、6カ月ごとに決算書が作成されなければならない。作成時点まで情報は利用でき、また利用されなければならないことから、会計政策上、期間内における期限の選択は重要である。そ

の情報の例として、負債の支払能力、外貨換算、価格の変動等がある。貸借対照表決算日に作成される貸借対照表は一傾向が描写されるにすぎない。しかし法的に規定された期間に従うと、その期間内に生じる変更は、年度決算書および状況報告書に記載される。

### ③ 貸借対照表公開

商法第325条に従って、資本会社は年度決算書を9カ月の経過前に商業登記所に提出し、連邦官報へ公開しなければならない（表IV-3参照）。小規模会社は、3カ月延ばすことができる。一定の期限の選択は、公開が会社の株式相場への影響力を及ぼすことから会計政策上の手段となる [Peemöller, 1993, S.195-196]。次に、連結会計政策が挙げられる。

## （8）連結会計政策

連結決算書における貸借対照表計上選択権は、個別決算書における貸借対照表計上選択権とは完全に切り離して履行される（商法第300条第2項2文）。つまり、連結決算書は、商法第297条第3項1文に従って個別企業の決算書と同じように作成されなければならない。貸借対照表計上選択権は、各年度ごとに新たに履行され、全ての連結企業に貸借対照表計上選択権を統一的に履行しなければならないという義務はない。個別決算書にも、また連結決算書にも貸借対照表計上選択権に継続性の命令はない。しかし、比較可能性および内部経営の統制のために、統一的貸借対照表の意味における貸借対照表計上選択権を統一的に履行することが要求される。

各国の特有な状況を考慮して、連結決算書では、第一に個別の企業に対して、会計政策を営むことができる。第二に、独立の連結会計政策を追求することが可能となる [Peemöller, 1993, S.197]。また連結会計政策の目的は、商法第293条に適合して、最大限の財産記載、資金状態の最大限の流動性、自己資本の最大限の記載、収益状態の最大限の記載に影響を及ぼすことである。まず第一に、高い記載、損失あるいは平準化された結果を記載することができるように仕入販売の相殺によって確定

される。第二に、連結会計政策は外貨換算および貸借対照表計上および評価選択権を新たに履行することによって行うことができる。第三に、連結会計政策には、資本・負債および費用・収益の連結ならびに中間的結果の排除の問題が含まれる。連結貸借対照表、連結損益計算書および連結附属明細書等は、それぞれ連結決算に関係している [Peemöller, 1993, S. 196-198]。

以上、V. H. Peemöller の見解に従った会計政策の手段は、表II-2に示されるようなシステムのもとで、八つの会計政策の手段から構成される。次に、K. Küting/C.-P. Weber の会計政策論を検討することにする。

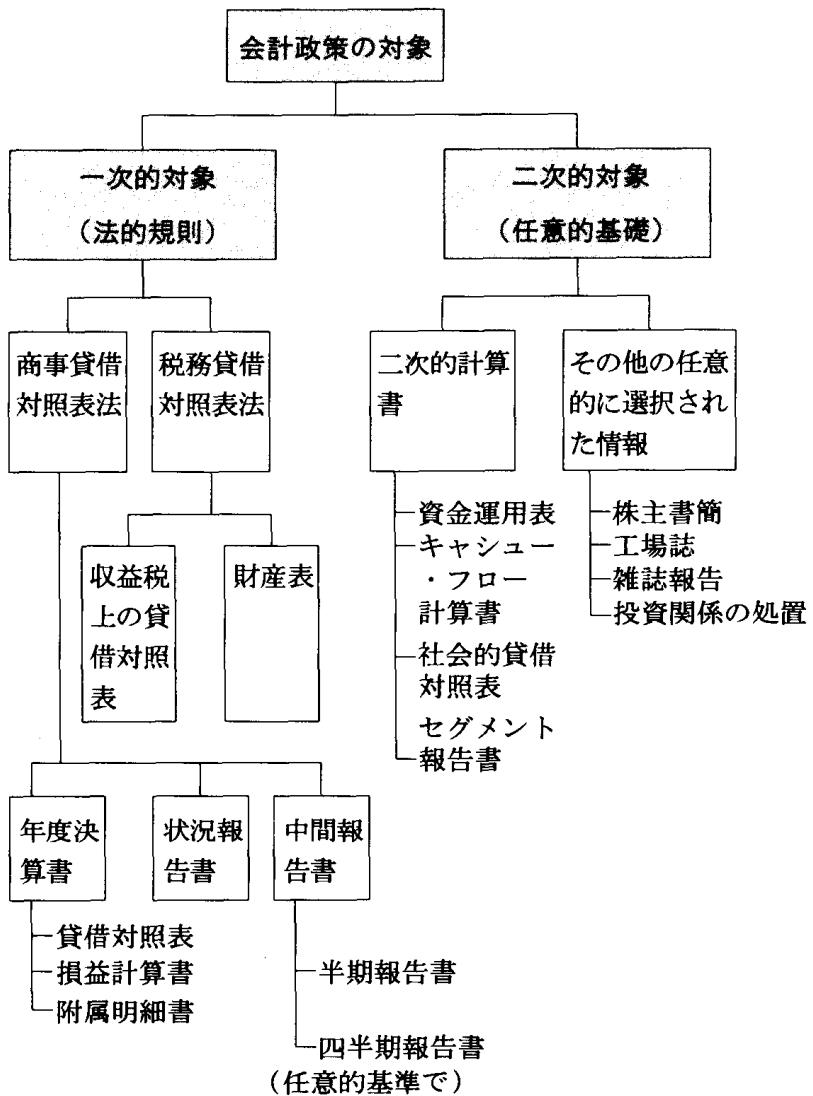
### III. K. Küting/C.-P. Weber の会計政策論

#### 1. 会計政策の目的とその体系

K. Küting/C.-P. Weber によって会計政策<sup>1)</sup>として理解されている政策は法的会計政策であり、法規定で示される範囲内で商法および税法上の財務諸表の形式、内容および報告への企業目的に関わり、なお目的指向的および意識的に影響を及ぼしているといえる。また、その影響は年度決算書の法的効果および情報利用者の判断に及び、あるいは利用者を望ましい行動に動かそうとする意思によって生じる [Küting/Weber, 1994, S.1] と考えられている。またこの会計政策は上位の企業目的に含まれており、その限りにおいて、会計政策はそれから導出された企業の戦略の全体的構成要素の一つとしてみなされるべきである。

K. Küting/C.-P. Weber は、まず会計政策の対象を一次的対象（法的規則）と二次的対象（任意的基礎）とに区別している（表III-1を参照）。彼らは、会計政策の担い手を、年度決算書の作成および確定、利益処分に際して、計算過程の内容および形式に影響を及ぼすことのできる参加者であるとして、①各商人および個人会社の意思決定の担い手②経営者③株

表III-1 会計政策の対象



(出所) Küting/Weber, 1994, S. 3.

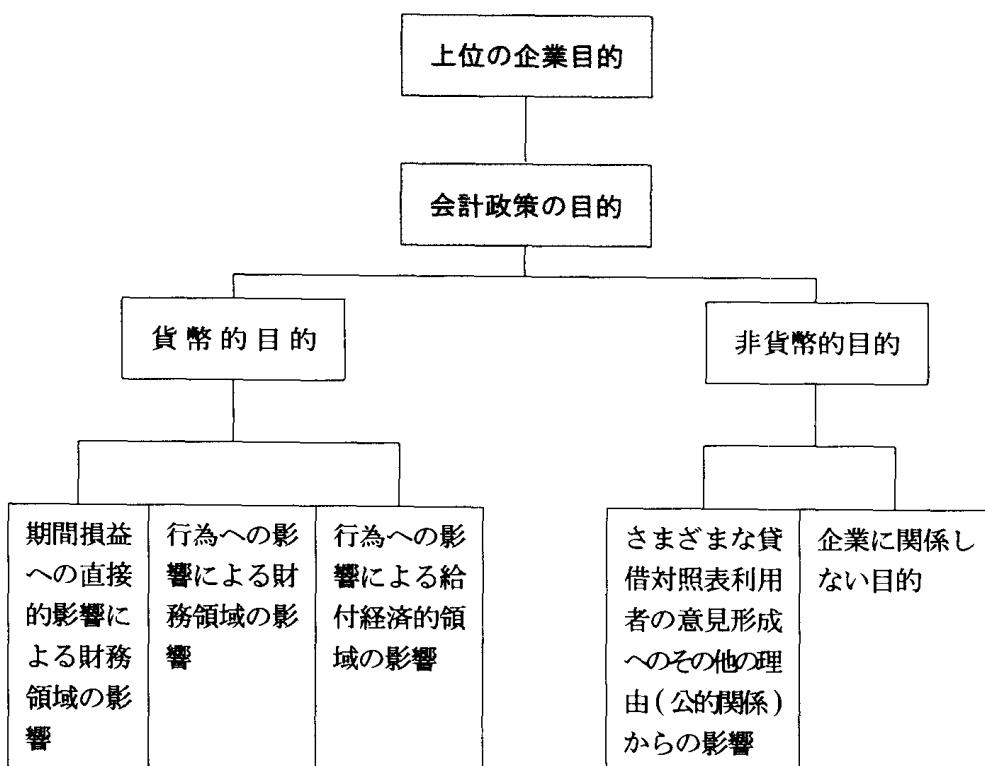
主<sup>2)</sup>等を挙げている。結果的には、利害関係者グループは特別の利害に適合し、貸借対照表へ一定の期待をもっている。例えば、①財務経済上のグループ（株主・銀行・税務所等）②調達経済グループ（顧客・仕入先・従業員・競争相手）③意見形成者（財務アナリスト・新聞社・一般大衆）等の利害関係者グループは、要求、権利および理解の程度において差がある。そのため、会計政策の目的もそれぞれ異なっている。

そこで企業の政策の目的は、一般的企業目的である「商法上の財務諸表政策は『企業全体の政策のある一部の政策』として分類されるべきである」

[Waschbusch, 1993, S.236, in; Küting/Weber, 1994, S.7] ということを出発点としている。企業目的は、利害関係者グループとの協力によってのみ実現されうることから、会計政策上の下位目的はさまざまな観念および希望に向けられる。それと同時にグループの目的が追求されるべきである（多元的目的観念）。彼らは、「商法上の年度決算書および状況報告書のような情報体系は、一般的に認められた商法に従って企業の現実をただ明白にするためにだけに向けられるのではなく、むしろ、情報システムが、年度決算書の利用者の影響を及ぼすために利用されうる」[Waschbusch, 1993, S.239, in; Küting/Weber, 1994, S.7] ことが適正であるとしている。

さらに利害関係者グループ指向の目的は、原則上、貨幣および非貨幣目的に区別される（表III-2 参照）。

表III-2 会計政策上の目的の体系化



(出所) Küting/Weber, 1994, S. 8.

### (1) 貨幣的目的

貨幣的目的是財務上の企業領域に及び、この目的は、まず第一に生産

および資本確保の目的から導出されている。その影響は、原則上、直接および間接的影響に区別される。財務上の直接的影響は、成果に影響を及ぼす手段による経済的な支払手段を支出した年度に統制することを目的とする（成果発生および配当目的）。この目的の重要な部分は、年度決算書に結びついた法効果と内的に関係している。つまり、一方では商事貸借対照表は、配当可能な利益の決定に役立ち、年度決算書に結びついた他の支払義務を示す資料となっている。他方では、商事貸借対照表は、所得税法上の基準性の原則のために、所得税負担の確定に際して重要な機能を有する（課税最小限の目的）。このような法効果は、会計政策上の処置によって直接的影響を及ぼすことができる。また財務上の領域への間接的影響力は、外部からの将来の支払手段の流入のために行動に影響を及ぼす誘発的な貸借対照表の概観をつくることによって統制することをめざしている（信用および資本確保目的）。この目的のために、行うべき会計政策上の処置によって貸借対照表利用者の望ましい行動様式が導出されなければならない。もし、債権者の行動様式に影響を及ぼそうとするならば、企業が財務経済上の当事者に清算かつ信用ある企業の観念に適合する貸借対照表状況を提供しなければならない。これを企業がうまくやればやるほど企業に望まれるような資本提供者の行動様式を早期に引き出すことができる（他人資本流入）。

なかでも、成果発生および配当目的により、資本会社の場合には、債権者保護のために経営者（出資者）の利益配当ないしは資本拠出の可能性を制限する必要がある。実質的な有限責任を基礎とする企業形態の場合、有限責任社員の拠出には制限がある（商法第169条第1項2文）。配当制限機能から導出されうる利益決定機能は、無限責任社員にも重要である（商法第120条～第122条）。しかし、個人商人の場合には、企業の債務について直接かつ無限責任を負うことから拠出可能性についての規定は必要ではない。そのため、これに類似した規定はみられない。資本会社および合資会社の場合には、貸借対照表作成者が結果に影響を及ぼすさまざまな会計処理上の処置によって、自己の会計政策上の目的とし

て生じる株主の配当請求権に直接的影響を及ぼしている [Küting/Weber, 1994, S.10]。

また、課税負担の影響としては、基準性の原則によって商事貸借対照表が重要な影響を及ぼすことが挙げられる。従って、所得税法第5条第1項によって、税法上の利益決定には「商法上の正規の簿記の諸原則に従って記載されるべきである」ことが考慮されなければならない（所得税法第4条第1項1文）。そのため、貸借対照表作成者の観点から、商事貸借対照表は企業の税負担をできるだけ軽減するために重要な機能をもっている。一方では、将来の税負担を繰り延べることによって利子節約および現在の支払能力を高めることになる。他方では、損失繰越あるいは税見積を変更することの利点として実質税の範囲内において、長期的には課税の軽減が生じる。商事貸借対照表では正規の簿記の諸原則に準拠した会計処理よりも税法上容認された価値の低い見積が可能であったり、特別準備金の消極側計上の可能性が税負担の軽減を目的とするためにのみ用いられるのではないことは認めざるをえない。また年度決算書利益および貸借対照表利益の縮小によって出資者に対して配当利益を減らすことができ、外部貸借対照表利用者に対しては企業の財産状態および収益状態を名目上の資本維持原則のもとで、実際上よりも控えめに説明することができる。次に、非貨幣目的には、どのような目的があるかについて検討することにする。

## （2）非貨幣的目的

この目的の観念は、経済的、非経済的種類の目的とに区別できる（例えば、社会的、倫理的あるいは企業外および個人的な目的）。この目的には、三つの見解が強調される。

一つには、企業の「ショーウィンドウ」としての機能をもつ年度決算書は、企業と利害関係者との関係を獲得また維持するための重要な手段である。大規模な公衆企業は、年度決算書を自己表示によって外部に向かってパフォーマンスするための適切な補助手段として認識している。そのため、年度決算書は広告のように企業の公開の仕事を支える柱

でもある（貸借対照表マーケティング）。

二つには、年度決算書金額が限界に直面しているような会社は、できるだけ価額を引き上げることによってそのつど厳格な記載、公開および監査規定に対象しようとする。

三つには、同じようなことが連結決算書作成の義務の免除（商法第293条）の基準にも認められる。連結決算書作成の義務は、「特別決算書」に基づき監査され、その年度には、独自の目的のための会計政策を行うことになる。

会計政策の目的が、貨幣的あるいは非貨幣的であろうと、例外なく一般的に企業目的に一致しうる目的として認められうる。しかし、これは第三の非貨幣的目的にはあてはまらない。会計政策上の処置は、管理の失錯行為を隠すことに向けられうる [Kropff, S.184, in; Küting/Weber, 1994, S.10]。あるいは会計政策の担い手は、損益に関する経営管理者の報酬に関して、個人的収入の関心を企業目的に向けることができる。企業管理者は、各企業の領域に資源を向けるか、あるいは上位の意思決定の担い手に影響を及ぼす（「出世の努力」）ことが重要である場合には、会計政策上の処置によって一般的な企業の目的と必ずしも一致しなくても良い自己の目的を実現しようとする（「部門あるいは領域の利己主義」）。そこで、会計政策目的の対立が生じることになる。では、会計政策の目的の対立にはどのような対立があるかについて、次に検討することにしたい。

## 注

1 ) K. Küting/C.-P. Weber は、資本会社の財務諸表（貸借対照表、損益計算書および附属明細書）への適合性ならびに状況報告書を考慮すると、会計政策（Bilanzpolitik）というのは、非常に狭義であり、専門用語としては「財務諸表政策」（Rechnungslegungspolitik）あるいは「年度決算書政策」（Jahresabschlußpolitik）の方が適切であろう [Küting/Weber, 1994, S. 1] と述べている。

2 ) 株主は、利益配当の範囲内において、準備金の設定および経済的手段の分配について意思決定を行うことができる。そのため、株主も会計政策の担い手として考慮すべきであると考えられる。また会計政策は、企業管理を支えるが、自己の目的を追求する

人々によっても行われうることも考慮すべきである [Küting/Weber, 1994, S.5] としている。

## 2. 会計政策の目的の対立

会計処理者は、ある会計政策の反作用として期待されるべき貸借対照表利用者の行動様式をできるだけ正確に評価することができなければならぬ。言い換えれば、選択された会計政策上の処置への情報利用者の反作用を予測するために役立つ仮説が必要とされる [Baetge/Ballwieser, 1978, S. 511, in; Küting/Weber, 1994, S.13]。さらに、このような処置は、貸借対照表利用者によって解読されてはならない。なぜなら、この処置は貸借対照表利用者の行動への影響力を失うか、あるいはその他からの企業の利害関係者への反作用のために用いられるからである。目的の対立は、間接的行動へ影響を及ぼそうとする目的の間で生じるのではない。第一に、年度決算書結果に直接定められた目的（利益配当および課税目的）は、その目的に望ましくない貸借対照表概観をもたらし、従って、他の貸借対照表利用者の意見形成に事情によっては不利な影響をもたらす。競合する目的をどのようにすればよいかを確定するためには、次のような戦略が必要であると考えられる。

### ① 選好の形成

企業は、緊急の目的に適合して目的を重視する。例えば、統一的貸借対照表だけを作成する公開義務のない小規模および中規模企業の場合には、節税という税法上の目的が支配的である。

### ② 平均的な形成

貸借対照表利用者の関心は、そのつど部分的に適合される。このような戦略では、利用者の各目的ないしは要求は互いに衝突の状態のなかで、全ての目的がそれぞれなおざりにされてはならない。

### ③ 利益平準化

会計政策上の考慮から、また財務政策上の観点において平準化され

た利益を記載し、（隠蔽の）成果平準化の政策を當むのが有利である。というのは、非常に高い結果は、配当および課税という形で、それ相当の高い支払手段の流出をもたらし、また非常に低い結果は、企業の通常望ましい実際上の意思決定の形成を阻害する。さらに、それは潜在的資本提供者（信用機関、株主）が企業から背を向ける原因になる。

#### ④ 客観化のテーゼ

企業は、客観的な考察をして、できるだけ早期に実現しそうな目的に専念すべきであり、このような戦略は、各目的が等しく重要であると評価される場合には得策となる。

#### ⑤ 二重戦略

追加的な口頭あるいは数量的報告記載によって望ましくない結果は、成果に影響を及ぼす処置（例えば、利益配当および節税のために）を行うことによって相対化され、外部の貸借対照表閲覧者の意見形成が他の目的（例えば、信用）を考慮して調整される。特に、資本会社の場合に、株式会社の早期の営業報告と比較して、附属明細書を著しく格上げすることによってより改善することができる。

#### ⑥ 会計政策の処理についての不理解

貸借対照表利用者にわからない会計政策の手段を用いることによって、目的の衝突を回避できる。それは特定の貸借対照表利用者による望ましくない行為様式を全く呼び起こすことではない。制限された情報が狙いである。

#### ⑦ 連結決算書

連結決算書の作成が義務づけられた企業には、利益配当および節税の観点のもとで、個別決算書が以前より作成されやすくなっていることは明らかである。「適正な」財産、資金および収益の表示についての調整として、また実質的な結果と結びついていない連結決算書が用いられる [Küting/Weber, 1994, S. 14]。

以上のようなことを目的の対立には考慮すべきである。次に、会計政策の手段について検討することにしたい。

### 3. 会計政策の手段

#### (1) 会計政策の手段の選択

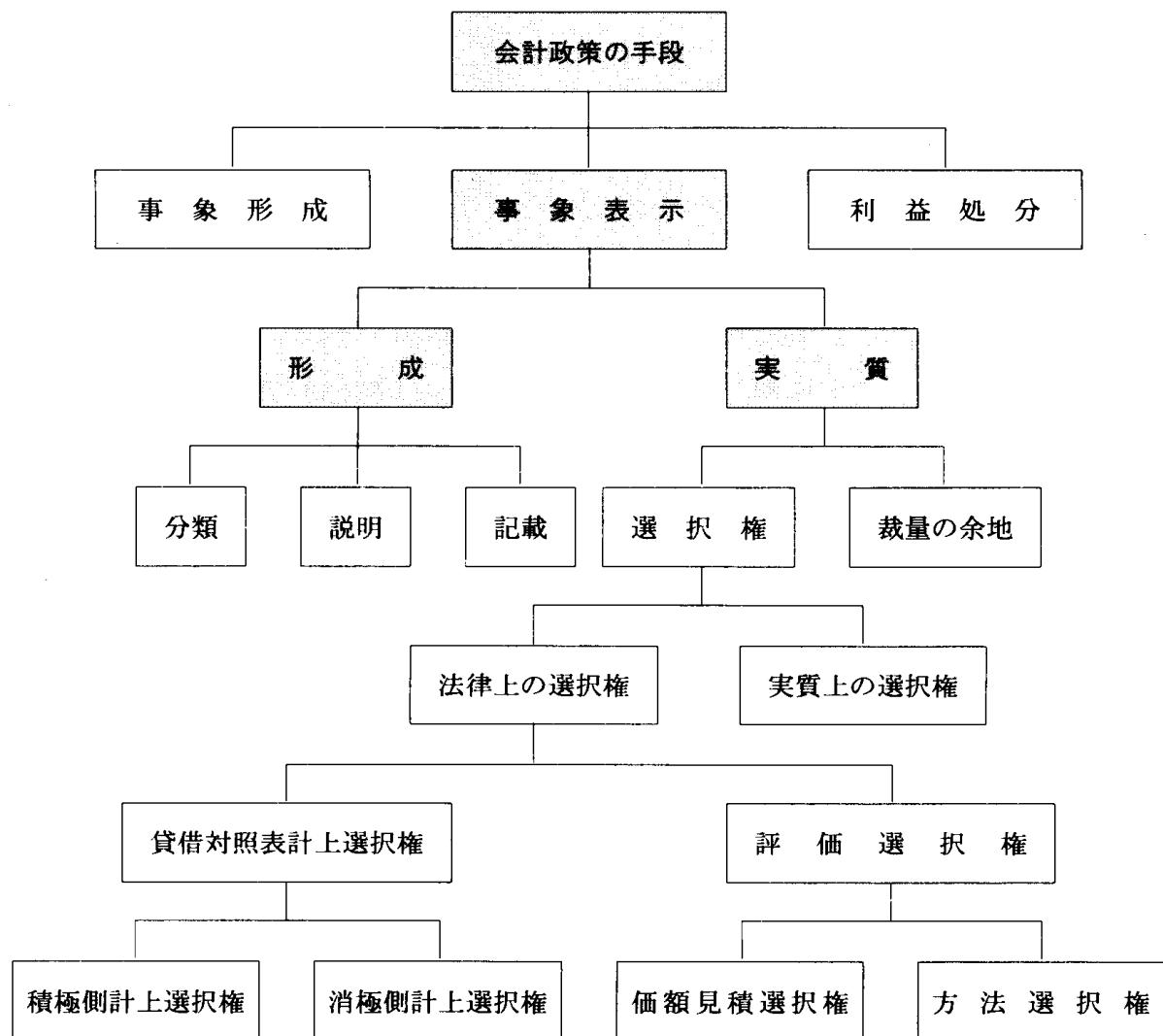
さらに、目的達成に適合した会計政策の手段を選択するにあたり、常に効果を分析して選考すべきである。その判断の基準として挙げられるのは、次のとおりである。

- ①認識可能性：会計政策上の手段が貸借対照表利用者によってどれだけ理解されているか、また金額あるいは傾向についてどれだけ理解できるかということが認識される。
- ②効果の持続性：貸借対照表計上の二律背反性に基づき、原則上将来の期間には逆の影響を及ぼす。例えは、これには、後続期間に影響を及ぼすことから償却することが義務づけられている「貸借対照表補助的計上」等が挙げられる。
- ③繰延可能性：会計政策上の処置が一定の時点に拘束されず、後の営業年度に繰り延べることができる場合には、繰り延べられる。
- ④拘束力：会計政策の処理を用いることによって拘束されるとすれば、比較可能性のために評価の継続性の原則によって意思決定の独立性が制限される程度の拘束力である（会計政策の限界を参照）。
- ⑤分類の可能性：会計政策上の処理は、効果が予測できる場合には分類できる。必ずしも、二者択一の価値の選択にとどまらない [Küting/Weber, 1994, S.18-19]。

以上のような判断基準によって、次のような会計政策の手段が選択される。まず、K. Küting/C.-P. Weberによる会計政策の手段は、次のように分類される（表III-3 参照）。

時間的観点から、決算日以前の手段（事象形成）、決算日後の手段（事象表示）、年度決算書利益の配当の範囲内における意思決定（利益処分）に分類される。

表III－3 会計政策上の手段



(出所) Küting/Weber, 1994, S. 20.

## (2) 事象形成と事象表示

### A. 事象形成

まず、事象形成は、会計処理実務における重要な会計政策の操作の性質を示す。外部者に理解されるためには限界がある。会計政策上の手段の範囲内において、もっとも重要な事象の形成として、三つの典型的な形式が述べられる [Bieg, 1993, S.18, in; Küting/Weber, 1994, S.22]。

① 営業取引の期間的見越しおよび繰り延べ。

例えば、長期建設計画の延期された完成

② 決算後に再度遞減する処理の開始

例えば、銀行債務の償還および後の回収、ペンジョン取引等

③ 決算日後回収不能の会計政策上根拠づけられる処理の遂行

例えば、売却後借戻し、秘密積立金の取り崩しのための財産対象物の売却

次に、事象表示は、企業の取引上の活動によって生じる実際上の手続きおよび事実と結びついている。

## B. 事象表示

この事象表示に関連して行われる会計政策上の手段は、会計処理の意思決定の論理的順序に適合して区分されうる。

① 一定の対象あるいは具体的な手続きが、根拠に従って貸借対照表へ受け入れられうるかどうかである（貸借対照表計上の意思決定）。

② この意思決定は、具体的な価額の認識にあてられる（価額の決定）。

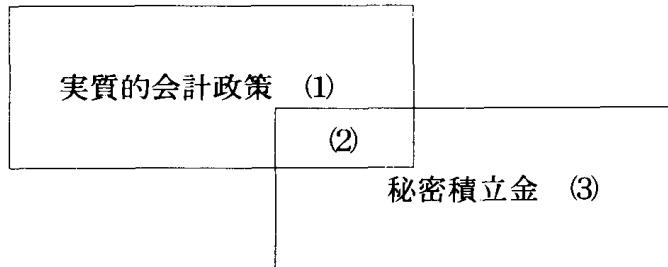
③ 価額の決定に従って、一般に貸借対照表への記載確定（記載および分類の意思決定）および個々の事象および取引が附属明細書および状況報告書において説明されるべきかどうか、あるいはどの程度説明されうるべきか（説明の決定）等によって区分される。この事象表示による会計政策には、実質的会計政策と形式的会計政策がある。

### 1) 実質的会計政策

つまり、会計政策の影響を及ぼす方法に従って、会計政策は二つの領域に分類される。実質的に結果統制に方向づけられる実質的会計政策と附属明細書および状況報告書を含む年度決算書の財産、資金および収益状態の形式および表示によって認識される形式的会計政策の二つの領域である。二つの領域では年度決算書の構造への影響力として実質および形式的会計政策の手段は相互に依存し合っている。そのため、会計政策の目的を実質および形式的手段に明白に区分することは難しい。もし、一般的傾向によって確認するとすれば、形式的手段は、間接的にのみ行為に影響力を及ぼすという方法で実現されうる目的が予め考慮されている手段である。また実質的手段は、直接的な影響力に役立っている手段

とみなされる。K. Küting/C.-P. Weber による二つの会計政策の手段をさらに詳しく検討すると、まず実質的会計政策は、秘密積立金の設定を取り崩しの政策として示される。

表III-4 実質的会計政策と秘密積立金



(出所) Küting/Weber, 1994, S. 21.

例えば、商法第250条第3項に従った債務償還差額の計上を放棄する会計処理は、表III-4における(1)のような実質的会計政策に該当する。一般に認められた商法および税法の計上および評価に従って生じる秘密積立金が含まれる。つまり、(3)のように取得原価主義に従って秘密の強制的準備金が生じる。秘密積立金は帳簿および時価の差額として定義され、財産対象物および負債に関して発生する。また(2)においては、財産対象物が時価以下（負債が時価以上）の価額で計上されうる会計政策上の手段によってのみ秘密積立金がもたらされる。実質的会計政策の領域では、要するに、裁量の余地と「選択権」の履行が問題となるので、その二つを検討することにする。

### ① 裁量の余地

裁量の余地は、表III-5で示されように、貸借対照表計上および評価に際して、立法者によって一定の価額見積あるいは評価の種類が定められることによって与えられる。しかし、選択にあたり客観的な意思決定を行うことは難しいことから、価額決定には主観的因素が考慮される。なぜなら、経済的事実を完全に基準化することは、実務的に不可能であるからである。裁量の余地の特徴は、会計処理者が将来の結果について不完全な情報および情報の不確実性に基づきある有効な

パラメーターを確定する際に、容認される全体的な範囲を任意に処理するという点にある。結果的に、裁量の余地は秘密積立金の設定をもたらすような計上および評価にあたって、企業の個人の意思決定に認められ、この裁量の余地から特定の意思決定者の主観を完全に排除することはできない。また商法上の財産対象物に及ぶ裁量の余地の影響力について、原則上、価額では報告することができないことから、このような裁量の余地の領域は量的あるいは価額による成果分析では見逃されることになる。この事実は、次の点にみられる。

- 1) 引当金の決定
- 2) 固定資産の耐用年数の確定
- 3) 特別減価償却の範囲の決定等についての裁量の余地は、積立金の設定の可能性をもたらす [Küting/Weber, 1994, S.24]。

もう一つの実質的会計政策として、「選択権」の履行による会計処理が挙げられる。

表III－5 選択された裁量の余地

意 思 決 定 の パ ラ メ ー タ 一
貸借対照表計上に該当する
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製造および維持費用の区別</li> <li>2. 差し迫った個別の危険の場合に、引当金の根拠の発生ないし消滅の確定</li> </ol>
評価該当する
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 固定資産の耐用年数の決定</li> <li>2. 固定資産の場合の特別減価償却の決定</li> <li>3. 流動資産における将来の価額変動による償却の決定</li> <li>4. 債権についての一括および個別の価額修正の決定</li> <li>5. 商人の理性ある判断に従った引当金の決定（例えば、個別の危険あるいは一括した保証引当金）</li> </ol>

(出所) Küting/Weber, 1994, S. 25.

## ② 「選択権」

J. Bauer の見解によれば、まず「所与の事実に相反する少なくとも

二つの明白な法効果が結び付いている場合に、また財務諸表の作成が義務づけられた者によって何が支持されるかが決定される場合に、「選択権」が存在する」 [Bauer, 1981, S.66, in; Küting/Weber, 1994, S.25]。このJ. Bauerの定義からも判断できるように、「選択権」は、年度決算書の計上（表III-6）および評価（表III-7）の問題に関係しており、また「選択権」は、次のような種類に区分できると考えられる。一つは、「法律上の選択権」である。これは、法律によって明白に開放された認識可能あるいは正確に限定された処理についての選択である。二つには、「実際上の選択権」（表III-8参照）がある。これは、会計実務および判例によって展開された基準化された解釈の選択である。この選択は、本来、それぞれの法の未確定概念に基づき裁量の余地に溯ることができる [Küting/Weber, 1994, S.26-27]。法的選択権の範囲内において、「実際上の選択権」を履行した意思決定もまた基礎となる事象に依存して把握されうる。会計処理上の性質上、異なる価額の決定に「選択権」を取り入れることは目的にかなっているといえる。他に、形式的会計政策として記載選択権がある。

表III-6 重要な貸借対照表計上選択権

意思決定のパラメーター	法的根拠
<b>積極側計上選択権</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業開始および拡張費</li> <li>2. 買入暖簾</li> <li>3. 積極側線延税</li> <li>4. 計算限定項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>— 関税、消費および売上税</li> <li>— 債務償還差額</li> </ul> </li> </ol>	商法第269条 商法第255条第4項 商法第274条第2項 商法第250条第1項2文1号、2号 商法第250条第3項
<b>消極側計上選択権</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別準備金</li> <li>2. 引当金           <ul style="list-style-type: none"> <li>— 年金引当金（1987年1月1日以前の契約）</li> <li>— 不履行の補修維持引当金（4ヶ月から12ヶ月までに取り戻す場合に）</li> <li>— 費用性引当金</li> </ul> </li> </ol>	商法第273条の意味で商法第247条第3項 E C会計指令法第28条1項 商法第249条第1項3文 商法第249条第2項

(出所) Küting/Weber, 1994, S. 26.

表III-7 重要な評価選択権

意思決定のパラメーター	法的根拠
<b>価額見積選択権</b>	
1. 一時的な価値減少の場合にのみ固定資産の特別減価償却（付すべき低い価値で）	商法第279条第1項2文の意味における商法第253条第2項3文
2. 流動資産における将来の価額変動価額での減価	商法第253条第3項3文
3. 将来の商人の理性ある判断の範囲内での減価償却	商法第279条第1項1文の意味における商法第253条第4項
4. 純粋に税法上根拠づけられる減価償却	商法第279条第2項の意味における商法第254条
5. 低価額見積の維持選択権	商法第280条第1項および2項の意味における商法第253条第5項および商法第254条2文
<b>方法選択権</b>	
1. 取得原価の決定（個別、固定、グループ評価、消費連続手続）	商法第240条第3項および4項の意味における商法第254条
2. 製造原価の決定	商法第255条第2項および第3項
3. 減価償却方法（例えば、定額あるいは定率法；暖簾の償却）	商法第253条第2項および第255条第4項2文および3文

(出所) Küting/Weber, 1994, S. 26-27.

表III-8 選択された「実際上の選択権」

意思決定のパラメーター
1. 製造原価決定の場合の共通原価の解明
2. 製造原価の決定に際しての操業度の変動の考慮
3. ドーム製造に際しての製造原価の決定
4. 年金引当金の利子率計算のためのパーセント見積の確定

(出所) Küting/Weber, 1994, S. 27.

## 2) 形式的会計政策

記載選択権を用いることによって、貸借対照表総額、貸借対照表構造あるいは年度決算書の結果へ影響を及ぼすことはない。しかし、記載選択権によって、形式化される三つの手段が挙げられる。第一に貸借対照表ないしは損益計算書の記載義務であった記載が附属明細書に移される。第二に、貸借対照表総額あるいは貸借対照表ならびに損益計算書の

表III-9 形式的会計政策の選択された手段

意思決定のパラメーター	法的根拠
<b>記載選択権</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 損益繰延の特別記載</li> <li>2. 営業年度の償却の記載</li> <li>3. 債務償還差額の特別記載</li> <li>4. 商法第251条に従った責任関係の特別記載</li> <li>5. 商法第253条第2項3文および第3項3文に従った減価償却の記載</li> <li>6. 税法上の減価償却の特別記載 (固定資産／流動資産)</li> </ol>	商法第268条第1項2文 商法第268条第2項3文 商法第268条第6項 商法第268条第7項 商法第227条第3項1文 商法第281条第2項1文
<b>分類選択権</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 注文の前受金を債務として計上、あるいは棚卸商品の控除</li> <li>2. 請求されている未払資金は積極側計上しないかあるいは決済される</li> <li>3. 繰延税の積極側と消極側との相殺</li> <li>4. 税法上の減価償却を積極側で決済あるいは特別準備金での調整</li> <li>5. 固定資産あるいは流動資産における記載(例えば、有価証券あるいは無形資産)</li> <li>6. 経常／特別費用および収益の区分</li> </ol>	商法第268条第5項2文 商法第272条第1項2文および3文 商法第274条(総括的考察) 商法第281条第1項1文 商法第247条第2項(解釈) 商法第277条第4項1文(解釈)
<b>説明選択権</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 決算項目の細分類(例えば、その他の引当金)</li> <li>2. 貸借対照表計上および評価方法の変更の影響</li> <li>3. 税法上の減価償却の結果への影響</li> <li>4. 税法上の減価償却の適用による重要な将来の負担の程度</li> <li>5. 特別記載されない重要でないその他の引当金の説明</li> </ol>	商法第268条第5項1文 商法第284条第2項3文 商法第285条5号、1号下段 商法第285条5号、2号下段 商法第285条12号

(出所) Küting/Weber, 1994, S. 23-24.

垂直的構造の損益平準化の形成をもたらす多くの分類選択権が貸借対照表作成者の任意に委ねられる。ここで、重要なことは、表Ⅲ－9における1から4までの分類選択権は、年度決算書の成果に影響を及ぼすことなく、貸借対照表総額の変更を認めることである。第三に、説明選択権によって、会計処理者は様式および方法、報告の義務を充たす範囲を形成できる。ここで、ある事実が、金額上あるいは口頭の形式によって説明されるかどうかは非常に重要となる [Küting/Weber, 1994, S.25]。次に、利益処分における「選択権」について検討したい。

### （3）利益処分

利益処分の「選択権」は、利益配当制限および強制準備金の設定の規定によってそれほど制限は受けていない。

法的な利益配当制限は、営業開始および拡張費（商法第269条）ならびに積極側線延税（商法第274条第2項3文）等の「貸借対照表補助的計上」を用いる場合にみられる。会計政策上の手段（積極側計上選択権の履行）による利益決定の水準で、「利益繰越を加算あるいは損失繰越を控除し、取り崩し可能な利益準備金」が少なくとも積極側計上金額を充たしていることが確認される限り、利益配当は可能である。さらに株式会社の場合には、法的準備金に設定される金額が管理機関の権限において決められる（株式法第150条第1項および第2項）。

もう一つの法的な利益配当制限は、自己株式を取得する場合の制限である。資本会社には利益配当の目的のために取り崩し可能な自己株式について強制的準備金の設定が規定されている（商法第272条第4項）。これも、会計政策の動機から行われるのではなく、またこのような動機による営業管理でもなく、利益配当可能性にはそれほど影響を及ぼさない。

他にも資本会社には、個別的に残存の利益配当可能な条件について規定される（株式法第58条および有限会社法第29条）。しかし、会計指令法の可決後には、決定的修正が行われている。つまり、有限会社の経営管理者あるいは株式会社の取締役および監査役会に対して拡張された利益処分権限が与えられている（株式法第58条第2a項、有限会社法第29

条第4項)。まず、有限会社の場合には、監査役ないしは出資者の同意においてのみ、固定資産および流動資産の財産対象物について価額回収した自己資本持分、また特別準備金(商法第273条)に記載されてはならない税法上の利益決定に際して設定される消極項目の自己資本持分は、利益処分力を損なうことなく他の利益準備金に入れても良い。この点で、次のような操作のための積極側計上ないしは裁量の余地が存在する。

- ① 準備金の設定あるいはその否定
- ② 価額回収のための自己資本ないしは税務貸借対照表へ計上される消極項目の決定
- ③ 設定された準備金の取り崩しないしはその否定。

法的に明白な規定がないことから、準備金がいつあるいはどのように取り崩されるか、あるいはまた独立機関のそれ相当の決議によって初めて取り崩されるということが前提とされている [Küting/Weber, 1994, S. 29]。このような場合に、裁量の余地を通じて会計政策が可能となる。

以上のように、K. Küting/C.-P. Weberによる会計政策は、主に、事象表示における会計政策が中心となっている。次に、K. Küting/C.-P. Weberの見解に従えば、連結会計政策および国際的会計政策の特殊性が言及されている。国際会計の領域において、財務諸表の国際的調和化という目的のもとでも、会計政策について検討する必要が生じる。

#### 4. その他の会計政策

##### (1) 連結会計政策の特殊性

ドイツでは、連結決算書は利益配当の基礎的資料として役立たないことから、連結決算書へ納税負担の影響も及ばない。連結会計政策の担い手は、個別決算書よりも広範囲であり、その担い手には、親会社の意思決定者、個々のコンツェルン会社の意思決定者等がいる。連結の場合に

は、組織的および時期的手続きから四つの連結会計政策が導出される。

- ① コンツェルン会社の個別決算書
- ② 上記から導出された商事貸借対照表Ⅱ
- ③ 連結
- ④ 連結決算書

つまり、①の対象に事象形成の会計政策の基礎が形成される。②の対象は、コンツェルンについての個別決算書の独自の貸借対照表計上および評価政策が含まれる。個別決算書の作成のための裁量の余地は、連結決算書にも新たに示される。裁量の余地は、コンツェルンにおける外貨換算に生じる。③は、連結決算書に認められる連結技術の通貨換算について発生する。④は、結果的に、形式的操作を含む。個別決算書に認められる操作可能性の他に、さらにコンツェルンの特殊な項目の処理に裁量の余地が存在する。

他方、連結会計政策の限界も認められる。連結会計政策には、個別決算書での会計政策の制限とともに、連結の特殊な原則から制限されている（表III-10参照）。

表III-10 連結に特殊な原則による連結会計政策の限界

連結に特殊な原則による連結会計政策の限界	
原 則	法 的 根 拠
一般条項	商法第297条第2項2文
单一性の原則	商法第297条第3項1文
完全性の原則	商法第300条第2項1文
評価单一性の原則	商法第308条第1項1文
連結方法の継続性の原則	商法第297条第3項2文
明瞭性および概観性の原則	商法第297条第2項1文

（出所）Küting/Weber, 1994, S. 30.

## （2）国際的会計政策の特殊性

K. Küting/C.-P. Weber の見解に従えば、会計政策を検討する際にE C諸国間の観点から、三つの会計グループに区別できる。

- ① 研究の対象なるEC加盟国内の会計グループ
- ② それ以外のEC加盟国の会計グループ
- ③ EC加盟国ではない国の会計グループ

EC加盟国へ会計指令が転換されたにもかかわらず、国内の会計システムが異なっていることから、EC第4号および第7号会計指令の加盟国における多くの「選択権」は、容認する枠組みにおいて制限されることになる。加盟国間における会計処理の違いは、重要でない問題にだけではなく、基礎的会計問題にも及んでおり、会計基準には異なった経済および社会・文化の関係において、次のような基礎的枠組みの条件を考慮することが必要となる。

- ① 財務諸表規則の種類および拘束力
- ② 財務諸表規則の担い手
- ③ 資本市場の形成および会計上の自己資本率
- ④ 商事貸借対照表の会計処理の税法への影響
- ⑤ 財務諸表利用者と目的
- ⑥ 財務諸表哲学 [Küting/Weber, 1994, S.31]

各国の社会および文化が異なっていることから、これらの条件から異なる貸借対照表基礎および原則が導出されることは明白である。そこで、K. Küting/C.-P. Weberは、各国の特殊な会計政策の比較には、基礎的背景の知識 (Hintergrundwissen) が必要になるとしている。というのは、技術および規則が諸国に適用される同じ概念であっても、異なった内容で対処され、異なる枠組みのもとで完全に違った意義をもっている [Küting/Weber, 1994, S.31-32] からである。K. Küting/C.-P. Weberは、会計政策論を取り上げるにあたり、前述の基礎的枠組みの観点から各国の異なった財務諸表の比較を目的としていると考えられる。次に、D. Scneeloch の会計政策論を検討することにする。

## IV. D. Schneeloch の会計政策論

### 1. 年度決算書政策の目的

D. Schneeloch によれば、年度決算書政策 (Jahresabschlußpolitik) は、「選択権」と裁量の余地が形式および実質的形成に組み入れられることによって問題となる。年度決算書の作成に際しての「選択権」の履行と裁量の余地の遂行が有効パラメーター (Aktionsparameter) をもたらし、年度決算書政策は、企業政策の目的を達成するための有効パラメーターによる年度決算書政策の意識的な形成である [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.438]。この「年度決算書政策」に代わり、「会計指令の施行以前は, „Bilanzpolitik“ 『会計政策』という用語がよく用いられているが、この概念は、貸借対照表、損益計算書への影響だけを問題にし、附属明細書への影響にはあてはまらない」として、彼は、「会計政策」ではなく「年度決算書政策」を用いることの理由を述べている<sup>1)</sup>。貸借対照表計上および評価における裁量の余地は、実質的に「貸借対照表の概観」に影響（実質的有効パラメーター）を及ぼし、形式的有効パラメーターは表示の形式 (die Form der Darstellung) にあてはまる。年度決算書の作成は、企業管理の本来の任務であることから、年度決算書政策は企業管理に属する。従って年度決算書政策は、企業管理の企業政策の一部であり、企業の上位の目的と一致しなければならない [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.439] と考えられている。D. Schneeloch の見解によれば、年度決算書政策の手段が企業の企業政策上の上位の目的と一致するということは企業管理にとって重要である。というのは、年度決算書政策上の任務が企業内部および外部者（例えば、税理士）に委任されるということは避けられないからである。年度決算書政策は、企業政策によって提示された目的を達成することに役立てられなければならない。企業政策は、企業の管理者によって決定される。個人企業の場合には企業主、また個人会社および有限会社の場合には、企業主および経営者が企業政策を決定する。さらに株式会社の場合には取締

役<sup>2)</sup>がいる。企業管理者間の目的対立は生じるであろうが、個人的合意（Personenidentität）がある以上、所有者ないしは支配的経営者には目的対立は現れない。しかし、支配的経営者（経営管理者）と少数経営者との間には利害関係の不一致があるであろう。企業政策および年度決算書政策に関心をもつ利害関係者には、①経営管理を決定しない経営者②債権者③従業員とその代表者④仕入先および得意先⑤競争相手⑥国⑦一般大衆等がいる。他に潜在的経営者（例えば、株主）も存在し、彼らは企業の管理目的と一致するが、一致しない利害も追求している。利害関係者と企業との間に利害の対立が生じる。このような利害関係者は企業管理には考慮されるべきで、この利害関係者を企業管理には有利に動かそうとする。これに関する企業管理は、年度決算書政策上の手段に役立つ。しかし、企業管理の年度決算書政策の目的と法的目的は互いに対立している。年度決算書政策上の目的は経営管理の立場から示され、一方、法的目的は立法者の立場から示される。この法的目的は、D. Schneelochによれば、財務諸表の情報機能および支払決定機能である [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 441]。次に、年度決算書政策の目的について検討することにしたい。

## 注

- 1) I-1注1) およびII-1の注1) を参照してほしい。
- 2) 例外として、営業管理は、法律上の規定された営業管理者ないしは取締役ではなく、支配的管理者によって行われる。

## 2. 年度決算書政策における上位目的の体系

### (1) 年度決算書政策の目的の体系

年度決算書政策の目的は、企業政策の上位の目的追求の手段に過ぎない。従って、年度決算書政策の目的は、企業政策から導出された目的である [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 443]。D. Schneelochによる年度決算書政策の目的は、次のような図式で解釈される。

## 上位の目的

### 年度決算書政策の目的

- ①企業収益力の維持あるいは引き上げ
- ②企業実体の維持あるいは拡大
- ③市場株の維持あるいは拡大
- ④資本調達の可能性の維持あるいは拡張
- ⑤年度決算書政策に依存した支払の統制（通常引き下げ）



### ④資本調達の可能性の維持あるいは拡張

- ⑤年度決算書政策に依存した支払の統制（通常引き下げ）



## 年度決算書政策の目的の体系

### ①資本調達可能性の手段

財務政策②年度決算書依存の支払の影響

### ③収益依存の支払の概念

情報政策①情報回避の目的

### ②情報形成の目的



## 会計政策の目的

### 1) 資本調達の目的

他人資本調達目的（信用の強化）

自己資本調達可能性の改善目的

### 2) 支払影響の目的

拠出および配当政策の目的

監査および公開費の回避の目的

### 3) その他の情報政策上の目的

公開義務から生じる不利あるいは公開義務の回避の不利

公開義務から生じる不利あるいは誤解された不利の回避

特殊な情報形成の目的

まず、上位の目的レベルでの目的には、①企業収益力の維持あるいは

引き上げ②企業実体の維持あるいは拡大③市場株の維持あるいは拡大④資本調達の可能性の維持あるいは拡張⑤年度決算書政策に依存した支払の統制（通常引き下げ）等の目的があり、これは、年度決算書政策上の手段によって追求できる。しかし、これらの手段によって、全ての企業政策が追求できるというわけではない。そこで、特に、上記の上位目的レベルの内、特に④資本調達可能性の維持あるいは拡張、⑤年度決算書政策に依存した支払統制（通常引き下げ）が考慮される。

例えば、税務貸借対照表においては、できるだけ低額の税支払が追求されようとする。資本調達可能性と年度決算書に依存した税支払の影響の目的が財務政策の目的概念に統合される。年度決算書に依存した支払と同様に、収益に依存した支払いが重要となり収益依存の支払概念が追求される。

そこでは、財務政策の他に、年度決算書政策上の手段によって、特定の情報政策上の目的が追求されうる。つまり、①情報回避の目的②情報形成の目的等が追求される。情報回避の政策は、例えば、中規模有限会社の営業管理者の観点から、大口取引の得意先に対して重要である。大口取引の得意先が、中規模有限会社の高い売上利益を知った場合に、価格の引き下げを交渉することが配慮される。そこで、中規模有限会社は自社の売上高を知られないようにするであろう（情報回避）。つまり、情報回避の政策の範囲内において、商法第316～329条に準拠した資本会社が基礎とする監査および公開義務を回避ないしはそれを軽減する年度決算書政策上の手段が、大規模資本会社にとって、特に重要となるであろう。また情報形成の政策は、特定の人々の行為へ影響を及ぼすことができる。もし企業の管理者が、企業所有者（また株主）でないならば、年度決算書政策の目的によって個人的な利害の目的を追求することができる。例えば、年度決算書政策は、できるだけ高い利益の記載を可能にする。経営管理者は、自分自身を企業にとっていなくてはならないようになる [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.444] という企業における自己の立場を強化することができる。さらに、このような上位の企業政策

の目的から、D. Schneeloch は、年度決算書政策の下位目的を導出している。この下位目的は、具体的な会計政策上の目的の導出 (die Ableitung konkreter bilanzpolitischer Maßnahmen)<sup>1)</sup> を可能にしている。そこで、具体的な会計政策上の目的について検討したい。

## (2) 会計政策の目的

### 1) 資本調達の目的

会計政策の目的の一つとして、まず資本調達の目的が挙げられる。さらに、この目的は、他人資本および自己資本の調達に向けられる。この資本調達可能性の維持および改善は、年度決算書政策の手段によって改善される。つまり信用を強化しようとする目的のためには、貸借対照表における財産を高く記載したり、または利益をできるだけ高く記載するか、あるいは利益平準化の政策を行うことである。そのために、次のような年度決算書分析における数字が注目される。

- ① 伝統的流動性数字および決済数字
- ② キャシュー・フローおよびその数字
- ③ 財産および資本構造の数字
- ④ 損益分析の数字 [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 445]

この内会計政策の中心となるのは、自己資本あるいは利益（年度利益）である。財産表示の引き上げの手段は、利益の引き上げおよび自己資本記載の引き上げに繋がる。またキャシュー・フローには利益が中心的金額として含まれる。この数字には会計政策上の手段によって影響が及ぼされ、減価償却との関係で会計政策上の手段として認められる。

次のような下位の目的が、信用強化の目的から導出される。

- ① 高い利益記載
- ② 利益平準化の記載
- ③ 高い財産記載
- ④ 高い自己資本記載
- ⑤ 年度決算書分析に有利な相対的数字についての原理を創造（高利回り指数、低他人資本率、低債務率）

これらの記載の下位の目的は相互に一致するわけではない。高収益の年度に高い財産記載をしていれば、後続年度の損失が生じた年度に、取り崩すことのできる秘密積立金を設定することはできない [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 446]。つまり損失の生じた年度には高い損失の記載をせざるをえないという結果に至る。これは利益平準化という下位の目的と矛盾する。企業にとって、資金調達の他に、支払いが問題になる。

## 2) 支払影響の目的

企業の支払いは、年度決算書、特に収益に依存している。この収益への依存は、法的義務あるいは経営者の行為に基づく、また支払いが法的収益に依存することは、所得税に関係することになる。つまり、税法上の利益と結びつき法効果を有する。さらに法的に依存することは、企業の経営管理の内容に関係することになり、この依存は法に基づくのではなく、むしろ契約に基づくことになる。出資者（経営者）の拠出および配当は法的契約の規定によって限定され、その金額は経営管理者の意思決定によって決定される。資本提供者および従業員への収益額に依存した支払いは、利益額が上昇するとともに上昇し、利益額が下落するとともに下落する。会計政策上の手段の利益への影響は、全ての支払いにとって伝統的に等しい方向へ影響する。なかでも、資本提供者グループへの支払いには、年度決算書政策上の下位目的が決定されるべきである。さらに税務会計政策上の目的<sup>2)</sup>、監査および公開費の回避の下位目的が考察されるべきである。この目的は、収益額に依存するのではなく、むしろ年度決算書上の他の数字に依存するであろう [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 447]。そこで、支払影響の目的の検討のためには、さらに拠出および配当政策の目的と監査および公開費の回避について検討しなければならない。

### A. 拠出および配当政策の目的

この目的は、会社の形態によって異なる。つまり、

- ① 個人会社の場合には、拠出権および配当請求権は、商事貸借対照

表の利益に依存している。

- ② 拠出権および配当請求権は、定款および経営者の決議に依存している。
- ③ 株式会社の場合には、配当請求権は、取締役および監査役会の共通の意思決定に依存している。

経営管理者および取締役は、法的形式における貸借対照表計上および評価によって決定された拠出および配当金の金額に影響を及ぼすことができる。株式会社の取締役は、監査役との協力によって年度剰余の半分の額までは株主への無配の影響を及ぼすことができる。

経営者（取締役）は、次のようなことに関心をもっている。

- ① 期間経過に上昇するできるだけ高い利益の記載
- ② 継続的利益および期間経過における継続的に上昇する利益記載
- ③ できるだけ低い利益記載

株式会社の取締役が関心をもつのは、高い配当によって自己資本調達の可能性が強化されると仮定される場合である。取締役は、継続的な上昇利益とそれに関連した継続的配当に关心を有する。

上位目的は、高い取引相場を達成することであり、最下位目的レベルでは結果的に高い記載あるいは継続的な利益記載をしようとする形式的目的が存在する。支払への影響を及ぼす拠出および配当政策の目的の他に、監査および公開費の回避が挙げられる。

## B. 監査および公開費の回避

1987年1月1日以降監査および公開義務が、有限会社にも拡張された。それ以降、全ての資本会社に監査および公開が義務づけられることになった。小規模資本会社（商法第267条第1項）だけは、監査義務がなく公開義務だけである。公開義務の強さは、大規模>中規模>小規模資本会社（会社の規模の種類については、表IV-2 参照）という会社の規模に従って弱められている。小規模資本会社には監査義務がないので、監査費が生じない。しかし中規模資本会社には、通常10,000DMから40,000DMの年間の監査費が予想される。また監査費は、帳簿の性質および状

表IV-1 拠出および配当政策の目的

会社形態	法規規定
個人会社 合名会社	商法第122条／商法第169条 経営者は利益持分を拠出する権限を有する。最近の年度剩余から生じる資本持分の少なくとも4%の金額を拠出することができる。商法第122条第2項に従って、他の経営者の同意があった時にだけ拠出しても良い。
合資会社	無限責任者の拠出権についての規則は、商法第122条から生じる。この規則は、合名会社の経営者の規則と一致する。商法第169条第1項に従って、有限責任社員は利益持分の拠出の請求権だけを有する。 有限責任社員は、資本持分が約定の出資金で提供した金額以下に損失によって減らされたり、あるいはこの金額以下の拠出金に引き下げられたとしても、それに相当する金額の支払を求めることができない。
有限会社	有限会社法第29条第1項 利益繰越を加算し損失繰越を減算した年度利益の配当の請求権を有する。しかし、この規定には、実務的意義がない。というのも、この規定は結果処分についての会社契約も、また会社の決議もなく他の規則を内容としている場合にのみ適用されるからである。各経営者の配当請求権の金額の決定は、通常経営者の決議による。貸借対照表利益および年度剩余についての処分の権限は経営者会が有する。
株式会社	取締役および監査役会が、年度剩余の50%までについての処分権を株主から得ることができる。しかし、そのためには年度剩余の一部がその他の利益準備金に設定されなければならない。株式法第58条第2項に従って、取締役および監査役会は、年度決算書を確定できるが、株主総会は年度決算書を確定できない。その場合に株主総会は、留保利益の処分権のみを有する。

(出所) Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.447-448から作成している。

況ならびに監査人への謝礼額に関係している。企業規模が大きくなるとともに、伝統的に監査費が上昇することが予想される。公開費は、会社の規模に関連し、その費用には、商業帳簿の提出および連邦官報への開

示料が含まれる（連邦官報へ開示している資本会社については、表IV-3を参照）。公開費、なかでも大規模資本会社の場合の連邦官報への開示料は減少している。小規模資本会社の場合には、公開費は比較的少なく、監査費は小規模資本会社の場合には不要である。しかし、中規模資本会社の場合には、また公開費は少ないが、監査費は必要である。大規模資本会社は10,000DMの公開費が生じ、監査費は、中規模資本会社よりも高い。「経営者は、監査および公開を完全に回避し、あるいは少なくともできるだけ費用を引き下げようとする」〔Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.455〕ことを考えている。監査および公開の回避あるいは費用の削減は、貸借対照表総額の削減によって達成できる。資本会社にとって貸借対照表総額の削減は、監査費を不要とする小規模資本会社の基準を充たしさえすれば良いことになる（商法第267条第1項）。それには、貸借対照表総額は、3,900万DM以下に切り下げなければならないことになる。会計政策上の手段によって中規模資本会社が小規模資本会社への転換に成功すれば、法的な強制監査の費用を完全に不要にする

表IV-2 資本会社の種類

●改正前（1985年）

(単位：百万 DM)

基 準 種 類	小規模資本会社	中規模資本会社	大規模資本会社
貸借対照表総額	≤ 3.9	≤ 15.5	> 15.5
売 上 高	≤ 8.0	≤ 32.0	> 32.0
従 業 員	≤ 50	≤ 250	> 250

(出所) Mohren, 1992, S. 103.

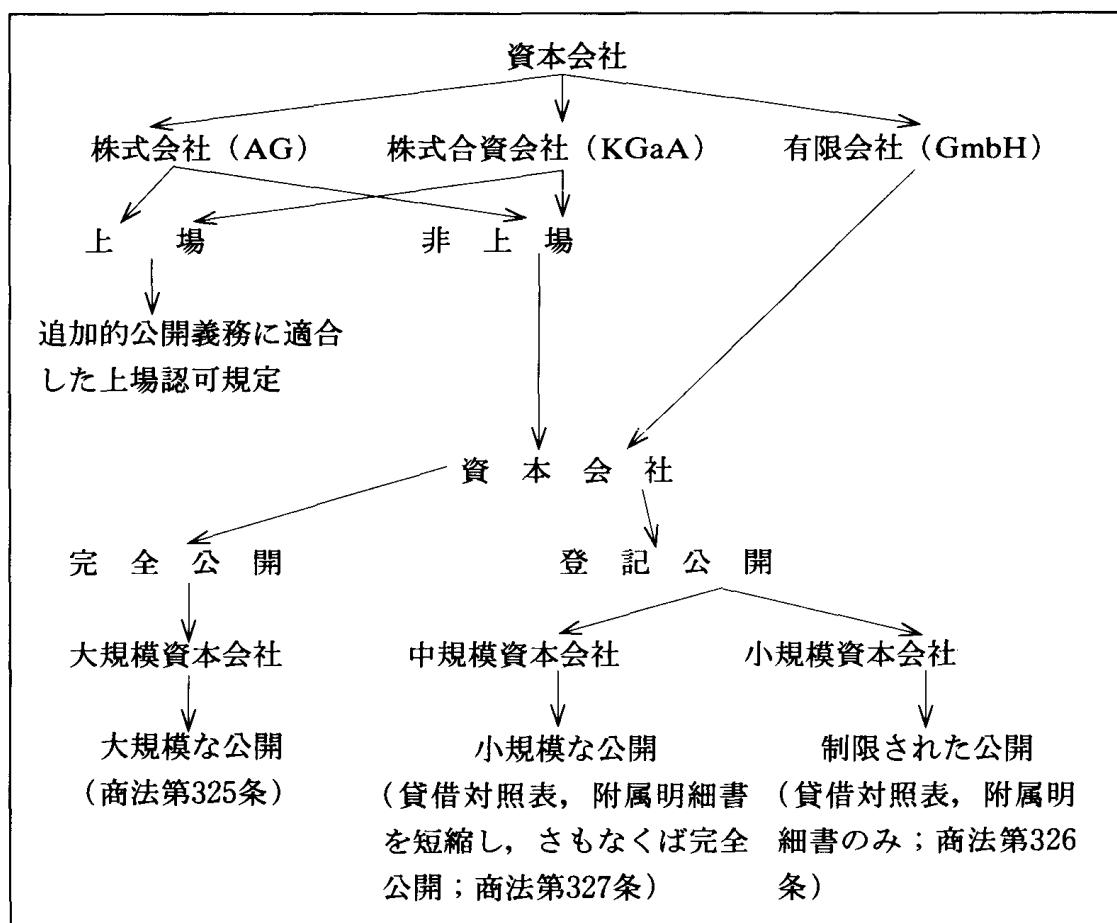
●一部改正後（1994年）

(単位：百万 DM)

特 徴	小規模資本会社		中規模資本会社		コンツェルン決算書限界			
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
貸借対照表総額	3.9	5.31	15.5	21.240	39.0	53.1	46.8	63.720
売 上 高	8.0	10.620	32.0	42.480	80.0	106.2	96.0	127.440

(出所) Pfitzer/Wirth, 1994, S. 1937. 従業員の規模は修正されていない。なお、一部改正後の資本会社の監査・公開義務についての会計政策の検討はここでは避けている。

表IV-3 商法に従った個別財務諸表についての公開規定についての概要



(出所) Mohren, 1992, S. 104.

ることができる。しかし、最小限の公開費は避けられない。費用節約による効果は、大規模資本会社から中規模資本会社への展開によっては得られない。しかし、監査費はわずかに減少するが、連邦官報の開示料をなくすことはできない。つまり貸借対照表総額の削減の手段は、小規模資本会社（商法第267条第1項）ないしは中規模資本会社（商法第267条第2項）がある条件を充たすことができなかつたり、あるいは適切な手段に成功しない場合にのみ、監査あるいは公開費の削減ないし回避の成果をもたらす。しかし公開および監査費の削減のためには下位目的として、

- ① 売上高の削減
- ② 労働者数の削減

等がある。他方、会計政策の手段による監査および公開費を節約するとの可能性が、著しく限定されることがある。これには、監査時期の短縮のための会計政策－組織的手段がある。この手段には、帳簿および書類（証憑）システムが正規かつ概観性のある状態であることが示され、それには、また会社が監査開始に際して、またその時点では実際に監査範囲内で監査されるべき証明書類が整備され、ほとんど作成されていることが必要である。次に、会計政策の目的の一つであるその他の情報政策上の目的について検討することにする

### 3) その他の情報政策上の目的

その他の情報政策上の目的は、財務政策の目的の他に、年度決算書政策の範囲内において重要な役割を果たしている [Volk, 1990参照 in; Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 456] とされる。まず情報政策上の目的の観点から二つの基本的タイプに区別されるべきである。

- ① ある印象を伝達する目的（記号の影響）
- ② 広範囲の情報を回避する目的

①は、特別の情報形成の目的として示されるべきである。例えば、できるだけ適正な企業の状態の概観を示そうとすることを目的にしている。また②は、近年では年度決算書政策上重要な議論となっている。その理由として、会計指令によって監査および公開が義務づけられる企業の範囲が拡張されたということも明らかであることが挙げられる。特に、中規模資本会社および大規模資本会社にとって、監査および公開義務は不利である<sup>3)</sup>と考えられている。文献および実務では、長い時間かけて実際の不利あるいは誤りと思われる不利を削減したり、あるいは回避できないかについて調査されている<sup>4)</sup>。

そこで、公開からどのような不利が生じるかについて検討することにしたい。

#### A. 公開義務から生じる不利あるいは誤解された不利

大規模資本会社（商法第267条第3項）の場合には、詳細な損益計算書および附属明細書を公開しなければならない。経営管理者以外の者は、

公開資料から得られる情報を自己の目的、場合によっては会社の財産損害のために利用することができる。財産損害という形で不利をもたらすことのできる人々として、競争相手、仕入先、顧客、労働者および債権者等がいる。とりわけ、競争相手は競争の中で企業を弱め、あるいは市場から企業を排除するために、適正な情報を維持することによって財産損害を与えることができる。この種類の情報に、製造秘密、原価および給付構造ならびに利益および損失の状況についての情報等がある。D. Schneeloch は、製造秘密についての情報は、年度決算書、状況報告書でも必要ではないという実務の主張があることを述べている。しかし、その主張は根拠のないもの [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.456] とされている。競争相手の企業の原価および給付構造の基礎的分析について、附属明細書における記載義務ならびに自己企業の原価および給付構造はそれほど重要ではないという認識を競争相手に与える。しかし、例外として、活動領域および地域的に決まった市場に従って売上高は区別されなければならない（商法第285条第4号）とする情報は及ぼす影響が大きいので、この分類は、「商人の理性ある判断に従って分類が適正である限り、資本会社に…重要な不利な点を与えることはない」（商法第286条第2項）として、この不利な点は、通常商法第286条第4号に準拠する記載によって回避されうる [Bitz/Scneeloch/Wittstock, 1991, S.457]。

小規模資本会社（商法第267条第1項）は、原則として、損益計算書を公開する必要もなく、その報告を附属明細書によって公開する必要もない。小規模資本会社の場合には、前述のような不利な点は考慮される必要はない。この不利な点がある程度緩和されているのが、中規模資本会社（商法第267条第2項）である。中規模資本会社では、簡略された損益計算書が開示されなければならない（商法第276条）。そのため、商法第285条第4号に従った売上高の分類を商法第286条第2項の保護条項を根拠に回避する必要もない（商法第288条）。というのは、簡略された損益計算書の表示（商法第276条）では、売上高および材料費が認識され、影響が及ぶようなことはないからである。

全ての資本会社は、企業の年度損益を開示しなければならない（商法第325条第1項ないしは商法第326条）。このことから、もし、ある会社が数年にわたってそれほど利益を上げることができなかつたり、あるいは損失を開示することになるならば、競争相手の会社は価格競争によってその会社を排除することができる。長期の損失を公開することは、競争相手によって会社が意識に重要な危険に陥らされることになる。同じようなことは、劣悪あるいは時間的な経過においてさらに悪くなる資本構造を開示する場合にも認められる [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.457]。その結果、次のようなことになる。

- ① 製造秘密の情報の公開は不要である。
- ② 競争相手は公開される資料によって会社の原価および給付構造における資料となる概観を与えることはできない。
- ③ 長期にわたる損失状況あるいは劣悪な資本構造を開示することは、競争相手によって会社の市場から締め出される結果に至る。

仕入先、得意先および債権者は、企業を弱体化することには関心を示さないが、企業の保全あるいは強化に関心をもっている。仕入先との利害の対立の危険は、小規模および中規模資本会社に関して、仕入先へ従属することを強要したり、価格引上げの強要、仕入先の債権の未払いあるいは支払いを引き延ばすこと等が可能であるという点にある。このことは、大規模資本会社では、「材料費」の公開義務に認めることができる。

得意先との利害対立は、得意先によって会社を従属させたりあるいは価格引下げへに従属させようとする試みによって生じる。この目的に役立つ情報にするためには、開示されるべき最小限の資料が規則正しく伝達されないようにすることである。つまり大規模資本会社の場合には、売上高は公開されなければならず（商法第275条第2項ないしは第3項）、さらに法律の詳細な規定のもとに売上高は活動領域および地域的に特定の市場に従って分類されなければならない（商法第285条第4号）。しかし、得意先との利害対立を阻止するために、商法第286条第2項の保護条項によって、売上高を分類しなくてもよい。

もう一つの得意先との利害対立は、「年度利益」および「経営者の報酬」の金額の公開に及ぶ [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 458]。つまり全ての資本会社は、「年度利益」の公開が義務づけられている（商法第325条第1項ないしは第326条）。中規模および大規模資本会社にのみ、「経営者（取締役員）の報酬」の公開が義務づけられている（商法第288条の意味における商法第285条9号aおよびb）。さらに、資本会社の公開義務に基づく債権者との関係において生じる損害は単発的にのみ問題となる。というのは、銀行にとって必要な資料についての公開義務がなくても企業の財務諸表を自由に入手できるからである。

以上の公開の義務から生じる不利に対処するため、次に、どのような政策上の目的があるかについて検討することにする。

## B. 公開義務から生じる不利を回避する目的

まず、公開義務から生じる不利な点とは、

- ① 商法第285条第4号に従った附属明細書における報告の結果として、競争相手が損害を受ける。
- ② 長期の損失および劣悪な資本構造を開示した結果として、競争相手によって市場から排除される損害
- ③ 「材料費」金額の公開によって仕入先から受ける財産損害
- ④ 「売上高」の金額および商法第285条第4号に準拠した追加的記載の公開の結果として得意先によって引き起こされる財産損害
- ⑤ 「年度利益」および「経営者の報酬」金額の公開による得意先との利害対立
- ⑥ 特に、「年度利益」および「経営者の報酬」金額の公開による異なる観念的な不利

①と④は、商法第285条第4号の記載にあてはまり、また②⑤⑥は、「年度利益」および「経営者の報酬」の金額の公開によって生じる。特に⑤⑥は、「経営者の報酬」の公開によって生じるといえるであろう。これらの不利を回避するために、D. Schneeloch は、次のような項目の公開

を回避することになる [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.498] としている。

- ① 「売上高」の公開の回避（少なくとも、活動領域および地域的な市場による売上高の分類）
- ② 「材料費」の公開の回避
- ③ 「経営者の報酬」の公開の回避
- ④ 「年度利益および年度決算額」の公開の回避（少なくとも、営業管理によって望まれる種類の金額の影響）[Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.459]

以上のような回避の目的の他に、特殊な情報政策上の目的が生じる。その中に経営者の自己の利害から生じる目的がある。企業の経営者が企業の所有者（株主）でなく、単なる少数経営者にすぎないならば、個人的利害に基づく年度決算書政策上の目的を追求するであろう。その時の目的として、年度決算書分析から得られる利益（年度利益）をできるだけ高く記載しようとする。つまり、営業管理者の給料は利益に依存する要素があるからである。年度決算書分析から得られる有利な金額の表示に個人的に関心をもつであろう。というのは、経営管理者は、経営の適正性を立証し、誤った処置を隠蔽しようとするからである。

大規模資本会社の場合には、年度決算書政策の手段によって公的批判および立法者の介入が阻止されようとする。もし、大銀行の年度決算書政策上の目的であるならば、経済的権限が隠蔽されるであろう（権限隠蔽の目的）。利益の金額、財産および自己資本の金額ができるだけ低く記載されようとする。所有株の金額を隠蔽しようとすることができる。これは、貸借対照表総額の引き下げによって可能となる。次に、D. Schneeloch の会計政策論における年度決算書政策の上位目的と下位目的の関係について検討することにする。

## 注

1) D. Schneeloch は、これまで年度決算書政策 (Jahresabschlußpolitik) について、論じ

てきたが、ここから初めて会計政策（Bilanzpolitik）の用語を使っている。これは、彼のいう会計の領域に入ったためであると考えられる。

- 2) ドイツ企業では税務会計政策が重要な役割を果たしており、また実務でもできるだけ課税に対する支払を最小限に抑えることが経営上の税政策の目的として考えられている。その目的として、D. Schneeloch は、①課税対象の最小限化②利益の繰延べの最大化③税務会計政策等 [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.449-452] を挙げている。
- 3) D. Schneeloch は、次のように述べている「新聞 „Handelsblatt“ の公表によると国内の全ての資本会社の90%以上が、1987年の年度決算書を全く公表していない (Handelsblatt von 29. 3. 1989, S.10)。たとえ、この数字が法外なものとしても、公開義務のある会社の高い割合が義務を果たしていない。それらの会社の内、法律を否定しているのは、小規模および中規模資本会社が優勢であり、大規模資本会社はまれである」 [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.498]。
- 4) 調査の内容として、D. Schneeloch は、第一に、監査および公開義務による不利が考慮に入れられているかどうか。あるいはどのような方法で考慮に入れられているか。第二に、現実の不利および誤解の不利に対処するためには、どのような年度決算書政策の目的が追求されるべきか。第三に、特別の情報形成についての下位目的がもっと簡単に取り上げられるべきであるとしている [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.456]。

### 3. 年度決算書政策における下位目的とその相互的調和化

表IV-4に示されるように、上位目的と下位目的は要約した様式で説明されている。クロスは、欄の最上位に入れられる上位目的が、年度決算書政策上の下位目的（形式的目的）と関係があることを示す。形式的目的は、上位目的の追求のためには、特に重要である。クロスが付けられていないのは、上位目的と下位目的の関係がないか、あるいは否定的関係であるということを示している。括弧付けクロスは括弧無しのクロスの代わりに上位目的と下位目的が各ケースにおいて重要となることを意味している。これはケースバイケースによって調査されるべきである。上位目的は、利益の出来るだけ高い記載によって達成されうる。これは、クロスが1, 2, 3, 6, 7に付けられていることから明らかとなる。1, 2, 7は、二種類の下位目的の内の一一種類として挙げられ、3は、三種類の下位目的内の一種類として挙げられている。その他の上位目的と下位目的の関係は、表IV-4で示すとおりである。

表IV-4 年度決算書政策上の上位目的と下位目的との間の関係

年度決算書政策 上の下位目的	上 位 の 目 的							
	1 信用の強化	2 自己資本調達可能性の改善	3 収入の配当目的	4 税対象価値の最小限化	5 監査および公開による不利の回避	6 利益依存関連の引き上げ	7 「適正な証拠」	8 権限の隠蔽
利益（年度剰余） a) 高い	×	××	××			××	×	
b) 平準化	(×)	(××)	(××)				(×)	
c) 低い			(××)					×
税務貸借対照表利益 a) 最大繰延				××				
b) 他の利益配当				(××)				
財務 a) 高い	×	×					×	
b) 低い								××
自己資本 a) 高い	×	×					×	
b) 低い								×
貸借対照表総額 a) 高い							×	
b) 低い					××		××	
自己資本收益率 a) 高い	×	××					×	
b) 低い								
他人資本率 a) 高い							×	
b) 低い	××	×						
動的債務程度 a) 高い							×	
b) 低い	××	×						
非公開： 材料費、売上高 営業管理者一関係					××			

(出所) Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 462-463.

### (1) 年度決算書政策上の有効パラメーター

年度決算書政策上の有効パラメーターは、貸借対照表計上および評価にみられる。形成可能性は、何が貸借対照表へ計上されるべきか、あるいはどのくらいの価額で貸借対照表へ見積もられるべきかが問題にされる場合にみられる。

その他に、年度決算書政策上の分類、整理および公開パラメーターがあり、このパラメーターによって貸借対照表、損益計算書ならびに附属明細書の概観および構造に影響を及ぼすことができる。貸借対照表および損益計算書の分類が概観を変えることができ、公開パラメーターは、公開の範囲に影響を及ぼすことができる。

裁量の余地による年度決算書政策上の有効パラメーターは、法的状態（Rechtslage）に委ねられ、年度決算書の作成以前に法的解釈が考慮される場合にもみられる。有効パラメーターは、法律において容認された「選択権」、また年度決算書作成の裁量の余地に基づき、この有効パラメーターは、年度決算書を作成した決算日後に及ぶ。

年度決算書政策の有効パラメーターには、狭義および広義の有効パラメーターがある。この場合には、年度決算書政策上根拠づけられた事象形成が問題となる。事象形成は、年度決算書の概観に影響を及ぼす。広義の年度決算書政策上の有効パラメーターは、年度決算書政策上の動機が問題となり、狭義の有効パラメーターと同様に貸借対照表の処理、評価、分類および整理ならびに公開へ影響を及ぼす。とりわけ有効パラメーターは、計上選択権、評価選択権および裁量の余地にみられる。

### 1) 計上パラメーター

評価選択権および裁量の余地に比べ、計上選択権の意義は少なく、また計上選択権における有効パラメーターは、資本会社の場合と個人会社の場合とでは大きく異なっている。というのは、計上選択権は、資本会社には営業開始および拡張費（商法第269条）、積極側繰延税（商法第274条第2項）等の「貸借対照表補助的計上」の処理に認められ、その処理が個人会社には認められないからである。また資本会社では、商法第273条に従った非課税の準備金の設定が特別準備金として逆基準性に限定されるが、特別準備金として個人会社の場合には制限なく受け入れられる（商法第247条第3項）。他に全ての法形態の会社では、有償取得の暖簾の計上（商法第250条第4項）、債務償還差額（商法第250条第3項）、費用として考慮される関税、消費税および売上税等の計算限定項目の計上（商法第250条第1項2文）等に「選択権」が与えられている。しかし、営業開始および拡張費（商法第269条）ならびに積極側繰延税（商法第274条第2項）等、この二つの規定は利益配当制限の規定によって制限される。この点から、「貸借対照表補助的計上」は、財務政策上の目的のために組み入れることはできず、情報政策上の目的からも適切ではない。

い [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.467] ことを示していると考えられる。

また消極側計上選択権が与えられた規定として、商法草案第28条第1項に従った旧契約による年金引当金の設定が挙げられる。これは、財務政策上の目的のための有効パラメーターとして組み入れられ、情報政策上の目的の有効パラメーターとしては組み入れられることはできない。つまり、旧契約の年金引当金は附属明細書によって報告しなければならないからである。他に、消極側計上選択権として、不履行の維持補修引当金（商法第249条第1項3文）、費用性引当金（商法第249条第2項）、特別準備金（商法第247条第3項）等が挙げられる。特別準備金は、税務貸借対照表に特別項目に基づき非課税の引当金が設定される場合にのみ消極側へ計上されうる。この規定によって非課税の引当金は、逆基準性の適用によって商事貸借対照表へ引き継がれてもよいことになる。税務貸借対照表よりも商事貸借対照表における貸借対照表計上選択権による会計政策の可能性が大きい。商事貸借対照表の計上選択権と税務貸借対照表の計上選択権が区別される限り、商事貸借対照表と税務貸借対照表は別々に作成されるべきである。また裁量の余地も、貸借対照表の積極側および消極側にも与えられている。積極側では、個人会社の場合には経営財産を経営財あるいは私的財産にするかどうかについての選択は、裁量の余地に委ねられる。しかしこのような裁量の余地は、資本会社の場合には私的財産を所有していないことから生じることはない。むしろ、消極側の引当金の設定に関して裁量の余地が生じる [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.468] ことが問題である。

## 2) 評価パラメータ

評価選択権（Wertungswahlrechte）は、商事貸借対照表および税務貸借対照表に認められ、さらに積極側および消極側にも認められている [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.469]。積極側の「選択権」は、消極側の「選択権」よりも多く、積極側の「選択権」は、①取得あるいは製造原価の決定に際しての選択権②価額見積選択権（異なる価値間で）③

減価償却の「選択権」に分類される。

① 取得あるいは製造原価の決定に際しての選択権

取得原価と製造原価の決定に際しての選択権を比較すると、取得原価の決定に際しての選択権が重要である。取得原価の決定の場合における選択権には、平均法および後入先出法、先入先出法、最高価格払出法等に商法第256条における選択の可能性があり、この「選択権」は、商事貸借対照表における棚卸資産の評価の場合に与えられている。また、所得税法第6条第1項に従った選択の可能性は平均法と後入先出法に限定される。製造原価の決定に際しての「選択権」は、製造業の経営（工業、商業、営利経営）に限定され、商事貸借対照表上では価額評価の下限は、材料原価、完成原価および完成品の個別原価に限定される。税法上は、さらに共通原価が含まれなければならない。価額評価の上限の決定には、商法第255条第2項3文および4文ならびに第3項に従って共通原価を算入することができる。しかし、商事貸借対照表と税務貸借対照表における共通原価の算入には違いがある（表IV-5参照）。

② 価額見積選択権（Wertansatzwahlrechte）<sup>1)</sup>

貸借対照表の価額見積選択権は、商法第253条および商法第254条から生じる。資本会社の場合の価額見積選択権は、商法第279条および第280条によって限定される。しかし、個人会社の場合には形成可能性が与えられている [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.471.]。

他方、税法上の評価選択権は、所得税法第6条第1項から生じる。この評価選択権は、商法上の評価選択権とほぼ一致しているが、次の二点において異なっている。つまり、一つには税法（所得税法第6条）上の評価の観念に従って、商法の評価選択権は税法上容認されない。例えば、商法第253条3文に従った流動資産の経済財に商法が損失の見越しを容認することになる。商法第253条の意味における「商人の理性ある判断」の範囲内において減価償却を行うことが可能である（商法第279条第1項1文の資本会社を除く）。二つには、所得税法第6条

表IV-5 製造原価への共通原価の算入選択権および義務

原　　価　　の　　算　　入	算入選択権あるいは義務	
	商法第255条	所得税法第33節
材料共通原価： — 運送費 — 材料倉庫の賃借料 — 材料倉庫および在庫維持のための経営装置の減価償却 — 倉庫維持および監督の人工費 — 材料検査費	選択権	義　務
不可欠の完成共通原価： — 完成の準備および統制 — 技術的経営指導 — 室料、物保険 — 応急看護所 — 給与課 — 完成に寄与する固定資産の必要な価値消耗に相当する減価償却	選択権	義　務
— 商法第255条第3項2文の前提が充たされる限り、他人資本についての利子	選択権	選択権
— 税、これが製造部門に分配される限り — 営業資本税 — 土地税 — 財産税	選択権 選択権 選択権	義　務 義　務 禁　止
— 経営上の高齢者擁護、任意の社会的給付	選択権	選択権
完成品の特別共通原価	選択権	義　務
一般的管理費： — 営業管理、仕入 — 経営協議会、人事事務所 — 報告・教育・会計システム — 管理建物および事務所設備における減価償却	選択権	選択権

(出所) Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 470.

第1項には評価選択権が存在し、商法では一定の評価の規定は強制的である。もし、基準性の原則に従えば、税法上にも商法上の評価が強制されるべきである。<sup>2)</sup>

### ③ 減価償却の「選択権」

減価償却の「選択権」には、異なる減価償却方法を適用したり、減価額を引き上げることのできる可能性が含まれる。しかしこれらは商事貸借対照表および税務貸借対照表において統一してのみ可能である。税法上の減価償却の「選択権」は、二つの点で制限される。一つには、所得税法第7条第2項、二つには所得税法第7条第4項から制限される。所得税法第7条第2項に従って、「選択権」によって容認される定額法の減価償却の3倍以下の減価償却に制限される。このような制限は、商法上の規定にはない。また所得税法第7条第4項では、建物には固定した減価償却率が確定されている。しかしこの償却率は、商法上尊重される必要はない。税法上は、所得税法第7条第5項を前提として、一部では所得税法第7条第4項の減価償却を超える建物の償却を容認している。

他方、消極側における評価選択権として、決算後3カ月以内ではなく、1年内に回収されうる未履行の維持補修引当金（商法第249条第1項3文）および費用性引当金（商法第249条第2項）に、評価選択権が与えられている。以上のような評価選択権の他に、評価に際しての裁量の余地にも有効パラメーターとして、会計政策の余地が与えられている。

### 3) 評価に際しての裁量の余地

裁量の余地は、積極側の評価の場合には、要償却資産の耐用年数の決定に際して生じる。高額の財産対象物の記載が必要な場合には、減価償却の耐用年数の確定の会計政策は非常に重要になる [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 473]。しかし、長期の耐用年数の場合には、耐用年数の短縮は裁量の余地に委ねるのではなく、むしろ遞減的減価償却を選択した方が有利な手段となる。製造原価の決定に際して、裁量の余地が生じるのは、商法上の財務諸表の意味における個別および共通原価の区別が不明瞭であるということによる。つまり、時間配分率によって見積もられる原価が個別原価かあるいは共通原価であるかという問題であ

る。裁量の余地は、製造原価の決定に際して、「下限へ」の評価、また「上限へ」の評価にも与えられている。

他方、消極側の評価の場合には、裁量の余地は、引当金の価値見積の範囲内で行われる。この場合に生じる裁量の余地は、特に実務的に非常に重要である。なかでも、会計政策上、不確実な債務の評価の場合に生じる引当金（例えば、訴訟損失のような評価）ならびに年金引当金（例えば、利子率の計算）等における裁量の余地は重要である。

未履行取引から生じる偶発損失についての引当金の評価は慎重に評価されるならば、引当金はそれだけ高く評価されることになる。しかし、もし税法上もこの額で設定されようとすれば、税務監査士との争いが予想されるであろう。また未履行の維持補修および廃石土除去引当金のような費用性引当金（商法第249条第2項）にも、評価に際して裁量の余地が与えられている。つまり、3カ月以内に計画された大規模な固定資産の全面的分解修理の予想上の費用は規模に従って評価され、その費用の見積りに裁量の余地が与えられている。

統一貸借対照表を作成している企業は、商事貸借対照表でも税法上の年度毎6%（所得税法第6条a）の見積で年金引当金を設定しなければならない。しかし、他方では、企業は商事貸借対照表では低い利子率を適用することができる。そのため、商事貸借対照表の年金引当金が税務貸借対照表より高価額になる。企業は、この可能性を利用し、商事貸借対照表上では、3.5%の利子率計算を計上している。従って、税法上の容認された価値よりも商事貸借対照表の年金引当金は非常に高い価額で計上されている。<sup>3)</sup> D. Schneelochは、この会計処理方法を適用している企業に、ダイムラー・ベンツ社<sup>4)</sup>がある [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 475] と指摘している。

#### 4) 分類、整理および公開パラメーター

貸借対照表および損益計算書の概観および構造、附属明細書ないしは状況報告書の報告は、分類、整理および公開パラメーターによって影響を受ける。というのは、分類、整理および公開パラメーターにも「法的

な選択権」だけではなく、裁量の余地も与えられているからである。

## ① 「選択権」

商法第265条第7項2号に従って、資本会社の場合には、貸借対照表および損益計算書の表示の明瞭性が高められ、また附属明細書では、まとまった項目に区別した記載によって明瞭性が高められている。しかし、実際には商法第265条第7項2号の「選択権」は過度に用いられ、通常表示の明瞭性が高められるのではなく、逆効果となっている。その理由は、貸借対照表項目の表示が附属明細書では法的に規定されていないことから、表示の継続性が時の経過とともに尊重されなくなっていることによる。つまり必要な情報を見出すことに時間がかかり、望ましい貸借対照表および損益計算書の資料としての全体的表示は得られず、財務諸表の利用者にとって重要な情報が重要でない情報に脱落する結果となる。しかし、情報改善の政策には、商法第268条第2項1文の「選択権」の履行が、特に役立つであろう。つまり、この規定によって、資本会社の貸借対照表には固定資産明細書が含まれなければならない。また固定資産明細書は附属明細書にも含めることができ、もし貸借対照表に含められない場合には、附属明細書で提出されなければならない。しかし、実際には、固定資産明細書は、年度決算書の構成要素として、貸借対照表、損益計算書および附属明細書の各箇所に呈示されている [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 479]。さらに、分類、整理および公開パラメーターは、「選択権」の他に裁量の余地に基づいている。

## ② 裁量の余地

年度決算書のあらゆるところに裁量の余地は与えられている。貸借対照表項目の整理は会計処理者の裁量の余地にかかっている。なかでも、有価証券を流動資産に記載するかあるいは固定資産に記載するかの選択に、会計処理者の裁量の余地が問題になる。公開に与えられる裁量の余地は、報告義務のある会社の附属明細書にみられる。分類、整理および公開パラメーターは、原則上、利益および正味財産、自己

資本の金額へは直接的影響を及ぼさないが、重要な影響を及ぼす。前述のように、有価証券を固定資産に記載するかあるいは流動資産に記載するかの選択には裁量の余地が与えられている。

つまり、固定資産の有価証券の場合には、有価証券の相場価値は、最後の貸借対照表評価以下に下落しても予想上の一時的価値減少が問題であるならば、減価の必要はない（商法第253条第2項3文）。

それに対して流動資産の有価証券の場合には、商法第253条第2項3文に従って減価が行われなければならない。会社の経営財産の大部分が有価証券の場合には、大幅な減価は回避できるであろうが、固定資産への有価証券の分類は著しい相場の下落にみまわれ、企業の信用危機に陥るような高い損失記載に至ることも予想される。

他に、年度利益への影響力をもつ整理パラメーターは、商法第272条第2項4号の解釈から、資本会社の経営者による他の資本提供は資本準備金に記載され、この金額によって利益平準化ならびに利益を抑えた記載が行われる結果となる。また会社経営者の補助金についての会計処理は、経営者の知識および裁量の余地に任せられている。

次に、年度決算書政策による有効パラメーターがどのような取引事象の形成へ影響しているかについて検討することにする。

## 注

- 1) „Wertungswahlrechte“ と „Wertansatzwahlrechte“ は、同じく評価選択権のことであるが、後者は、評価の範囲が前者よりも狭いと考えられるので、「価額見積選択権」という訳語を与えていた。
- 2) 取得原価・製造原価と厳格な低下主義による低い時価における選択権を排除しているにもかかわらず、税務政策上、価額見積選択権は重要な役割を果している [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.472]。
- 3) ダイムラー・ベンツ社は、1989年12月31日の営業報告書では、貸借対照表総額の27.5%の8,026百万 DM の金額を年金引当金に設定している。なお、連結貸借対照表総額の26.2%の13,624百万 DM の年金引当金を設定している [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.475]。
- 4) 商法第253条第1項第2文は、定期債務について割引計算を規定している。割引率が高くなればなるほど、貸借対照表に計上される引当金の現金価値は低くなり、それだけ

一層多くの費用が、将来の年度決算書に計上されることになる。商法上の利子率は、3%～6%で、もし商法上の3%で割引計算するなら、6%での割引計算を基礎とする税務貸借対照表における引当金の方が低くなり、税法上の利益が高くなる〔黒田編著、1992、131頁〕。

#### 4. 年度決算書政策上根拠づけられた事象形成

##### (1) 年度決算書政策上の事象形成の有効パラメーター

狭義の年度決算書政策上の有効パラメーターは、実際上の経済的現象を変えることはない。他方、広義の年度決算書政策上の有効パラメーターは、年度決算書の概観に影響を及ぼすことに役立ち、年度決算書政策上の事象形成の有効パラメーターとなっている。このパラメーターは、年度決算書政策上の目的が支配的である場合に問題になる。D. Schneelochは、有効パラメーターが、次のような取引によって可能となると述べている。

###### ① 利益実現時点の繰り延べおよび倉庫管理政策

利益実現時点の繰り延べは、年度決算書の多くの項目に影響を及ぼす。例えば、製品の引き渡しが決算日以後になって初めて行われるのではなく、決算日以前に既におこなわれていることによって、製造業の経営に及ぼす利益実現の影響は大きいといわれている。製品の販売における利益実現時点も貸借対照表の計上に及ぼす影響は大きい。つまり、販売によって貸借対照表上には債権が増加する。製品の製造原価よりも販売の債権が実質的に高いことから利益実現時点とともに利益が現れる。

倉庫管理についても、決算日の材料および商品の在庫を調整して、通常の営業年度に必要以上の材料あるいは商品を次期の営業年度に帰属させたり、仕入額を繰り延べる。これは、直接には利益への影響はないが、貸借対照表項目の間での繰り延べが行われる〔Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.482〕。

###### ② リース取引

リース取引の場合には、貸借対照表内容および構造への影響を及ぼすのは、リース財がリース貸人側に帰属させられる場合である。リース

借受人側ではリース財の積極側計上あるいは債務の消極側計上は認められない。そのため、貸借対照表には現れないことから財務上の債務総額は附属明細書に記載しなければならない [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 482-483]。文献の上では、リース借受人側は、リース契約における債務の総額をどのように示すかが問題となる。その判断には、法的見解に基づき、リース借受人の裁量の余地に委ねられている。その限りにおいて、その判断には、年度決算書政策の有効パラメーターが存在するといえる。しかし、リース借受人は、一度選択した法的見解に将来も拘束されることになり、その会計処理の変更には説得力のある根拠が必要となる。他方、セール・アンド・リース・バックは、高額の財産表示をもたらし、貸借対照表の概観をより良くみせる手段として用いられる。固定資産の売却と同時に、売却者とのリース契約が結ばれ、この手段は、不動産の場合に、高い秘密積立金を設定することになる。この処理から生じる利益は、特別利益として表示され、また特別利益として認識される場合にのみ、附属明細書に記載されるべきである（商法第277条第4項3文）。

### ③ ペンジオン取引

ペンジオン取引は、銀行による会計処理において問題となる。年金供給者は、年金受益者に有償で財産対象物および有価証券を譲渡することになる。ペンジオン取引では、ペンジオン受益者が財産対象物を積極側計上しなければならないか、あるいはペンジオン供給者が積極側計上しなければならないかの問題において、民法の所有の基準によって貸借対照表へ計上されるという見解が支配的である。つまり、財産対象物の貸借対照表の積極側計上は、ペンジオン受益者ということになる。この手続きによれば、ペンジオン供給者からペンジオン受益者への財産対象物の引き渡しの時点で、ペンジオン対象物の秘密積立金は、明白になるとということである。

以上のような取引事象によって年度決算書政策上の事象形成が可能となる [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S. 484-485]。しかし、その他にも年度決算

書政策上根拠づけることのできる事象形成として、次のような二つの方法を挙げることができる。

一つには、資本会社が、商法第267条に従った分類を根拠に売上高を引き下げる記載をする。売上高の長期的削減を賃金の引き上げによって行う。二つには、「年度利益」および「経営者の報酬」の数字の公開である。年度利益の公開は、全ての資本会社に義務づけられている（商法第325条第1項ないしは商法第326条）。それに対して、「経営者の報酬」の公開は、中規模および大規模資本会社にのみ義務づけられている（商法第285条9a、商法第288条の意味におけるb）。利益の経営者への転換は、税法上の利益を削減する効果をもっている。つまり、長期的な節税の効果をもっている [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.485]。

さらに年度決算書政策上の事象形成は、コンツェルンの企業にもあてはまる。コンツェルンは、株式法第18条第1項に従って、従属会社の支配的企業の統一的管理を前提としている。コンツェルン企業間の利益の援助が財およびサービスの援助の形式で遂行される。コンツェルン親会社によって指示される利益および財産の繰り延べは、コンツェルン企業の個別決算書に定着している。これは商事貸借対照表にのみあてはまり、税法上は、財とサービスの援助に区別されるべきで、税法上、サービスの援助のみが認められ、財の援助は具体的な処理に従って、隠蔽的利益配当ないしは隠蔽的出資金として処理される。従って、この二つの場合は、税務貸借対照表以外で利益調整が行われる [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.486]。次に、会計政策の限界について検討したい。

## IV. 会計政策に限界があるかどうか？

### 1. 会計政策の限界

ここで、会計政策に限界があるかどうかについて検討することにする。

まず、V. H. Peemöller は、一般に会計政策に限界があると考えているといえる。つまり、会計政策の手段は、法的に容認される範囲内においてのみ用いられ、また会計政策における裁量の余地は、商法、株式法、有限会社法等の規定ならびに継続性、一般規定、正規の簿記の諸原則および報告義務の規定によって狭められていると考えられるからである。会計政策のジレンマは、さまざまな会計政策の目的に妥協をもたらすことになる。V. H. Peemöller は、もし会計処理が、法、定款あるいは正規の簿記の諸原則に反するならば、無意識的であっても会計政策の限界に達する [Peemöller, 1993, S.198-199] と考えている。さらに計算書類規定に違反した場合には、決算書の無効（株式法第256条）、罰金、強制金(Zwangsgelder) および三年間の自由刑(Freiheitsstrafen) となる貸借対照表不法行為および貸借対照表捏造（商法第331条～第335条）、貸借対照表隠蔽および捏造(Bilanzverfälschung)（刑法第238条）、記帳義務の違反（商法第283条 b）等には、自由刑および罰金となる法的制限が設けられている。このことからも、V. H. Peemöller は、一般的に会計政策に法的規定による限界があると考えているといえよう。

しかし、隠蔽的会計政策は、利益剰余の繰り延べとして秘密積立金を設定することを前提としている。そのため、商法では「選択権」の履行および継続性の逸脱について附属明細書で説明されなければならないことが規定されている。確かに、隠蔽的会計政策は、実質的に費用および収益の操作が可能で、また貸借対照表計上および評価にあたり裁量の余地が与えられる [Peemöller, 1993, S.199]。隠蔽的会計政策については賛否両論がある。取締役会では、経営者の不利のために、①利益要求の縮小②資本の誤った管理③意思決定に重要な情報等が、経営者および取締役の隠された利害のために隠蔽的会計政策として行われる。このような隠蔽的会計政策は、①利益および利益配当についての議論②企業からの聞き出し③銀行および他の債権者の緊急の反応④資本の実質維持に必要な利益の記載および課税等を妨げることになる。つまり、企業の状況が悪い時に、企業は隠蔽的会計政策を行っていることから会社の会計政策上の手段が見出されうるかどうかは問題である [Peemöller, 1993, S.199-200] としている。V. H. Peemöller は、隠蔽的会計

政策については会計政策の限界はないと考えているといえよう。

ところで、ダイムラー・ベンツ社の会計政策でも注目される継続性の原則について、会計政策の問題が集中していることは極めて興味深い。そこで、次に、継続性の原則についての会計政策の限界を検討することにする。

## 2. 継続性の原則における会計政策の限界

前述のように、会計政策が、現行法の規定の範囲内において行われるということが前提とされるならば、法的な貸借対照表計上、評価および分類ならびに正規の簿記の諸原則の法的規定の範囲内で会計政策は行われるといえる。そのため、会計政策は、「その手段の選択に際して、法的な会計処理規定を無視してはならない。会計政策と会計操作との間の区別は流動的であるという事実もまた否定できない」〔Wöhe, 1977, S.218, in; Küting/Weber, 1994, S.15〕。つまり、会計政策の手段は、法的範囲内において用いられたとしても、財産対象物および負債の会計処理に関する限り、常に選択可能であり、会計政策の形成可能性の制約は、商法第252条第1項6号の基礎にある評価継続性の原則から生じる。

しかし、継続性の原則の適用領域において、次のような問題点が挙げられる。

- ① 継続性の原則は、原則上、計上選択権の履行には適用されない。
- ② 継続性の原則は、原則上、方法および価値見積選択権の履行には適用されるが、個別評価の原則を基礎とする財産対象物の自由な方法での評価を決定するにあたり、裁量の余地によって評価を行う場合には適用されない。
- ③ 継続性の原則は、義務とされる方法の変更にはあてはまらない。

例えば、固定資産評価についての商法第240条第3項1文の前提が廃止された場合・評価方法の変更が内在する場合（定率法から定額法への減価償却方法の変更）等。

- ④ 商事貸借対照表において法律上根拠づけられた「選択権」は継続性の原則によって認識されない。これらの「選択権」は、前年度の手続

方法に拘束されることなく、各年度に新たに履行される（商法第247条第3項以下、第254条、第273条および第279条第2項ならびに第280条第2項）。

- ⑤ 繼続性が損なわってもよい場合とは、特に、ある他の評価方法がより明白でかつ概観性のある財産、資金および収益の表示ないしは前年度の営業年度の決算書とより良い比較可能性が得られる場合である。
- ⑥ 別の理由から評価の変更が容認されるのは、企業が変更についての説得力のある理由を述べることができる場合である。
- ⑦ 資本会社が評価方法の継続性を破る場合には、商法第284条第2項3号に従った報告書が義務づけられる [Küting/Weber, 1994, S. 16-17]。

そこで問題となるのは、課税義務の対象となる利益へ影響を及ぼすような評価方法の変更を支持しうるかどうかという議論がある。

この議論にあたり、変更を支持する根拠の一つは、商法上の継続性の命令が税務貸借対照表へにも影響を及ぼす（所得税法第5条第1項1文）という根拠によるもの。また、二つには、所得税法に個別評価の原則、公平な所得税が認められているということは認められるべきであるが、評価の継続性の原則が多年度にわたって一定の評価方法を適用すること、あるいは評価原則の変更のない適用が必ずしも一致するとはいえないという理由が挙げられる。立法者が、EC第4号指令の形成の効力行使および国内法への転換においても、新貸借対照表法が税の公平性の原則（Grundsatz der Steuerneutralität）に最高の優先を容認していること、またそのために、例えば、税法上根拠づけられる評価選択権に継続性の原則を前提としていることを考慮すれば、税法上の結果の決定への影響もまた容認される評価の継続性の原則を破る理由として認めなられなければならない [Küting/Weber, 1994, S.17] と考えられる。

他方、会計政策の法的限界は、企業の定款上の規則（例えば、定款、営業規定）あるいは法の修正から生じる。また会計政策の経済的限界は、第一に貸借対照表の概観が、企業の政策上の原則の意思決定によって主として予め

示されるということから生じる。経済的な限界は、結果的に個々の会計処理が原価－便益の観点から不利であると証明されることから生じる。もし、会計政策上の根拠が十分考慮されずに優先されるならば主要な企業目的を達成できない。貸借対照表形成に向けられた処理（事象の操作）は、利点よりもむしろ予想以上の費用を引き起こすことにもなる。特に根拠のない処理の利点が数量化できない場合にはこのような危険に見舞われると考えられる [Küting/Weber, 1994, S.15-18]。しかし、K. Küting/C.-P. Weber は、継続性の原則によって会計政策は制限されていないと考えているといえよう。次に、継続性の原則について、D. Schneeloch の見解を検討することにする。

### 3. 継続性の原則による会計政策の余地

商法第252条第1項6号における継続性の原則によって、会計政策上の操作余地は制限されている。しかし、D. Schneeloch は、この継続性の原則の規定によって制限されていないのは貸借対照表計上選択権であるとしている。そこで、貸借対照表評価選択権における会計政策は制限されるかどうかが問題となる。

評価の場合には、原則上、継続性の命令が適用されるべきである。継続性の命令は、製造原価の決定、棚卸資産評価の場合に、特に重要である。長期間の年度にわたる評価方法の変更は可能である。しかし、商法第252条第2項の意味における継続性によって根拠づけられた例外が認められる必要がある。この点について、ドイツ経済監査士機関の解釈によれば、5年から10年の間隔での評価方法の変更は可能であるが、会計政策上の各年度の必要に応じた方法の変更は、不可能であろうとしている [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.475]。

しかし、減価償却方法は、商法第252条第1項6号の意味における評価方法であり、一度選択された減価償却方法は、原則上、遵守しなければならない。これは、商法第253条第4項および商法第254条によって制限されている。しかし、実際上は逆であり、前年度の減価償却は、個人会社の場合には商法

第253条第4項を指摘して「商人の理性ある判断」の範囲内における減価償却によって根拠づけられる。また特別減価償却および高額の償却は商法第254条の意味における税法上の減価償却として認識されるべきである。支配的見解によれば、税法上の減価償却には継続性の命令はあてはまらない。継続性の原則は、減価償却を行うにあたり実質的に内容のないものとなっている [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.476]。会計政策にとって減価償却の確定に継続性の原則はそれほど重視されないという結果に至る。しかし、資本会社は、商法第285条第5号に従って附属明細書に税法上の減価償却の程度について報告しなければならない。D. Schneelochによれば、この種の減価償却は資本会社によって情報政策を背景には行われないが、財務政策上の目的を背景に行われうるとし、商法第253条第2項、第3項および第5項の評価選択権は、商法第252条第1項6号の継続性の原則によって会計政策のために無制限に用いられる [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.476] としている。税務貸借対照表政策にとっても、評価選択権は、継続性の原則によって制限なく利用されうるという結果に至る。これは、将来、法的見解によって修正されるであろうと考えられている。貸借対照表の消極側には、継続性の原則はそれほど重要ではない。年金引当金の評価には継続性の原則が適用され、一度選択された利子率は、商法第252条第2項の根拠ある例外においてのみ逸脱することができる。税法上の利子率の計算の選択は不可能であり、所得税法第6条a第3項に従って、年6%が確定されている。他方、外貨換算における債権および債務の評価の場合には、継続性の原則は一つの重要な役割を果たしている。というのは、商法第252条第2項に従って根拠づけられる例外の場合にしか逸脱できないからである。税法上の外貨換算方法の選択に際しては、継続性の原則は成り立たない。というのは、所得税法第1項3号に従って取得原価が存在するからである。しかし、継続性の原則は会計政策の有効パラメーターを、わずかに制限しているに過ぎない [Bitz/Schneeloch/Wittstock, 1991, S.477]。

以上のことによって、V. H. Peemöllerは、隠蔽的会計政策を除けば、会計政策には限界があるという見解であり、またK. Küting/C.-P. Weberは、原

則上は、継続性の原則による会計政策の限界があるという考え方である。しかし、継続性の原則の逸脱を容認する根拠も認めていいると思われる。他方、D. Schneeloch は、会計政策における継続性の原則は、実質的内容のないものとなっていると指摘している。

## VI. 結びに代えて

貸借対照表補助的計上を含めアングロ・サクソン系の会計処理が、ドイツでは、EC会計指令の国内法との調整における争点の一つになった。さらに、現在では、ドイツ企業の国際的な証券資本市場への進出にあたり、ドイツにもアメリカのFASBの会計基準を基礎とするIASの検討の必要という国際的状況が波及しているといえよう。このような問題は、ドイツだけではなく、資本市場における資金調達を望む諸国にとって、重要な課題である。特に、財務諸表の国際的調和化には、ヨーロッパ大陸系の会計処理と英米系の会計処理の調和化が中心的課題となっている。その課題を巡って、各国特有の財務諸表哲学をもたらしている文化および経済の違いを含め、会計基準の比較、また各国の会計政策の問題に取り組む必要が生じてきている。財務諸表の国際的調和化が進むなか、ヨーロッパ大陸系の会計処理として、代表的な商法と税法の法体系の枠組みにおける会計規定をとるドイツがどのように対処していくのかは、商法、証券取引法、税法の法体系をとる日本にとっても関心のあるところである。

そこで、本稿では、第四の問題について繰延項目の会計処理（特に、貸借対照表補助的計上）は、実質的会計政策ならびに財務政策の手段として用いられることが明らかになる。ドイツではアメリカの財務諸表哲学の問題の根底にあると考えられる継続性の原則が実質的に内容のないものとなり、とりわけ会計政策の手段として用いられることが明らかになる。ドイツの会計政策論は法規定の範囲内における会計政策であることから、ここで取り上げた三人の学者は、1985年商法の改正後（1994年には、商法の一部改正が行われているが）の会計政策を対象とした会計政策論を展開している。各学者の会計政策の枠組みは、

表VI-1に示すように理解される。各学者の会計政策論は、会計政策にもっとも影響を及ぼす「選択権」および裁量の余地を問題としている点では共通する反面、会計政策の目的の設定がそれぞれ異なり、同じ法体系のもとで論じられても、特色のある会計政策論となっている。

表IV-1 会計政策の枠組み

V. H. Peelmöller	K. Küting/C.-P. Weber	D. Schneeloch
利益決定政策 個別会計政策 実質的政策 計上政策 評価政策 情報政策 連結会計政策 形式的政策 分類政策 説明および表示政策 利益記載政策 配当政策 公開政策 決算日政策	事象形成  事象表示 ①実質的政策 選択権 裁量の余地 ②形式的政策 分類・説明 記帳 利益配当	財務政策 ①資金調達可能性 ②年度決算書依存の支払の影響 ③収益依存の支払影響 情報政策 ①情報回避 ②情報形成

V. H. Peemöller の会計政策論では、企業の目的のもとに会計政策のジレンマ・目的対立を考慮して、会計政策が論じられ、環境要因を企業の目的の一つとして、企業政策の手段に組み込んでいる点は特徴的である。また、K. Küting/C.-P. Weber の会計政策論では、これまでの国内法の枠内の会計政策にとどまらず、財務諸表の国際的調和化に向けて、各国の会計政策の検討の必要を踏えて、ドイツの会計政策を検討している。さらに、D. Schneeloch の会計政策論は、資本会社の規模、利害関係の異なる立場、法規定と実務における違い、新しい会計取引によって生じる事象、会計政策の上位と下位目的等、会計政策に影響を及ぼすさまざまな要因を詳細に分析して、より現実的な会計政策論を展開していると考えられる。また、ダイムラー・ベンツ社の会計政策として問題になっ

ている「継続性の原則」、さらにドイツ特有の「公開の回避」を含め、実務でみられる「継続性の原則」、「公開の回避」についての会計政策を論じている点は、規範論としての会計政策論にとどまることなく厳格な分析を行っているといえよう。法規定内における会計政策として、「貸借対照表補助的計上」は中心となる会計処理と考えられるが、それ以外の会計問題を含め、今後、ここで取り上げた会計政策論を基礎にして、ドイツ企業の実務における会計政策の分析の必要が考えられる。

#### 参考文献および資料

- Bauer, Jörg (1981), *Grundlagen einer handels- und steuerrechtlichen Rechnungspolitik der Unternehmung*, Wiesbaden 1981.
- Baetge, Jörg/Ballwieser, Wolfgang (1979), Zum bilanzpolitischen Spielraum der Unternehmensleitung, *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, 1977, S. 199-215.
- Beck'sche Texausgaben (1991), *Handelsgesetzbuch*, 68 Aufl. München 1991.
- Bitz, Michael/Schneeloeh, Dieter/Wittstock, Wilfried (1991), *Der Jahresabschluß*, München 1991.
- Bieg, Hartmut (1993), Ziele der Jahresabschlußpolitik, *Der Steuerberater*, 1993, S. 96-103. *Bundesgesetzblatt*, I (25. 7. 1994).
- Hilke, Wolfgang (1991), *Bilanzpolitik*, Wiesbaden 1991.
- Kerth, Albin/Wolf, Jakob (1993), *Bilanzanalyse und Bilanzpolitik*, München/Wien 1993.
- Kropff, Bruno (1989), Sinn und Grenzen von Bilanzpolitik, in; Baetge (Hrsg.); *Der Jahresabschluß im Widerstreit der Interessen*, Düsseldorf 1989, S. 179-211.
- Küting, Karlheinz/Weber, Claus-Peter (1994), *Internationale Bilanzierung*, Herne/Berlin 1994.
- Küting, Karlheinz/Weber, Claus-Peter (1990), *Handbuch der Rechnungslegung*, Stuttgart 1990.
- Mohren, Stephan W. (1992), *Der Jahresabschluß – Was leisten Datenbanken?*, Stuttgart 1992.
- Peemöller, Volker H. (1993), *Bilanzanalyse und Bilanzpolitik*, Wiesbaden 1993.
- Pfitzer, Norbert/Wirth, Michael (1994), Die Änderungen des Handelsgesetzbuchs, *Der Betrieb*, 1994, S. 1937-1941.
- Pfleger, Günter (1991), *Die neue Praxis der Bilanzpolitik*, Freiburg 1991.
- Seicht, Gerhard (1990), *Bilanzpolitik und Steuertaktik*, Wien 1990.
- Schult, Eberhard (1991), *Bilanzierung und Bilanzpolitik*, Freiburg 1991.
- Wöhe, Günter (1987), *Bilanzierung und Bilanzpolitik*, München 1987.

- Volk, Gerrit (1990), *Jahresabschluß und Information*, Heidelberg 1990.
- Waschbusch, Gerd (1993), Die Ziele der handelsrechtlichen Jahresabschlußpolitik, *Wirtschaftswissenschaftliches Studium*, 1993, S. 235-239.
- Weber, Jürgen (1989), *Einführung in das Rechnungswesen*, Stuttgart 1989.
- 黒田全紀編著 (1992), 『ドイツ財務会計の論点』同文館, 1992.
- 慶應義塾大学商法研究会 (1982), 『西独株式法』慶應義塾大学法学研究会叢書 22, 1982.
- 拙稿 (1994), 「ドイツにおける国際会計の問題点－特に、大陸系と英米系の会計処理を巡って－」『アドミニストレーション』(熊本県立大学総合管理学会) 第1巻1～2合併号 (1994年12月)。
- (1993), 「ドイツにおけるEC会計指令と商法の調整から生じる新しい会計問題－特に、貸借対照表補助的計上項目を中心として－」『研究紀要』(徳山女子短期大学経営情報学会) 第2巻 (1993年7月)。
- (1991), 「ドイツにおける計算限定項目の貸借対照表計上能力論」『紀要』(徳山大学) 第15号 (1991年3月)。
- (1990), 「積極側貸借対照表計上能力問題史の一齣－特に、計算限定項目を中心として－」『経済学研究』(九州大学) 第55巻第2号 (1990年12月)。